

令和5年第4回

中種子町議会 12月定例会会議録

開会 令和5年12月12日

閉会 令和5年12月20日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和5年第4回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
12月12日	火	本会議 (開会・一般質問)
12月13日	水	本会議 (一般質問・委員長報告・議案審議等)
12月14日	木	休 会
12月15日	金	休 会
12月16日	土	休 日
12月17日	日	休 日
12月18日	月	休 会
12月19日	火	休 会
12月20日	水	本会議 (委員長報告・議案審議他・閉会)

令和5年第4回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月12日）（火曜日）

1. 開 会	3
2. 日程第1	会議録署名議員の指名.....	3
3. 日程第2	会期の決定.....	3
4. 日程第3	諸般の報告.....	3
5. 日程第4	行政報告.....	4
6. 日程第5	一般質問.....	6
	梶原哲朗君.....	6
	永瀆一則君.....	10
休 憩	17
	戸田和代さん.....	17
休 憩	25
	秋田澄徳君.....	25
7. 散 会	37

第2号（12月13日）（水曜日）

1. 開 議	41
2. 日程第1	会議録署名議員の指名.....	41
3. 日程第2	一般質問.....	41
	大町田勇希君.....	41
	池山朝生君.....	55
休 憩	69
	池山喜一郎君.....	69
4. 日程第3	認定第1号 令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について.....	76
5. 日程第4	認定第2号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定について.....	76
6. 日程第5	認定第3号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定 について.....	76
7. 日程第6	認定第4号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて.....	76
8. 日程第7	認定第5号 令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定に ついて.....	76
	永瀆一則決算特別委員長審査報告.....	76
	質疑.....	79
	討論.....	79
	採決.....	79
9. 日程第8	議案第38号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	80
	田淵川寿広町長提案理由説明.....	80
	質疑.....	80

	討論	80
	採決	80
10. 日程第9	議案第39号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	81
	田淵川寿広町長提案理由説明	81
	質疑	81
	討論	81
	採決	81
11. 日程第10	議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	81
	田淵川寿広町長提案理由説明	81
	質疑	82
	討論	82
	採決	82
12. 日程第11	議案第41号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 例	82
	田淵川寿広町長提案理由説明	82
	質疑	82
	討論	82
	採決	82
13. 日程第12	議案第42号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	83
	田淵川寿広町長提案理由説明	83
	質疑	83
	討論	83
	採決	83
14. 日程第13	議案第43号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	83
	田淵川寿広町長提案理由説明	83
	日高隆雄税務課長補足説明	84
	質疑	85
	討論	85
	採決	85
15. 日程第14	議案第44号 町長等の給与の特例に関する条例	86
	田淵川寿広町長提案理由説明	86
	質疑	86
	討論	86
	採決	86
16. 日程第15	議案第45号 コンバイン購入契約について	86
	田淵川寿広町長提案理由説明	87
	質疑	87
	討論	87
	採決	87

17. 日程第16	議案第46号 ホイールローダ購入契約について……………	87
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	87
	質疑……………	88
	討論……………	88
	採決……………	88
18. 日程第17	議案第47号 令和5年度中種子町一般会計補正予算(第6号)……………	88
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	88
	上田勝博総務課長補足説明……………	88
	質疑……………	90
	討論……………	91
	採決……………	91
19. 日程第18	議案第48号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第3号)……………	91
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	91
	質疑……………	92
	討論……………	92
	採決……………	92
20. 日程第19	議案第49号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) ……………	92
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	92
	質疑……………	93
	討論……………	93
	採決……………	93
21. 日程第20	議案第50号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) ……………	93
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	93
	質疑……………	93
	討論……………	94
	採決……………	94
22. 日程第21	議案第51号 令和5年度中種子町水道事業会計(第2号)……………	94
	田淵川寿広町長提案理由説明……………	94
	質疑……………	95
	討論……………	95
	採決……………	95
23. 散 会……………		95
第3号(12月20日)(水曜日)		
1. 開 議……………		99
2. 日程第1	会議録署名議員の指名……………	99
3. 日程第2	常任委員長報告(産業厚生常任委員会)……………	99
	濱脇重樹産業厚生常任委員長	

4. 日程第3	議案第52号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例	101
	田淵川寿広町長提案理由説明	101
	質疑	101
	討論	102
	採決	102
5. 日程第4	議案第53号 中種子町一般会計補正予算（第7号）	102
	田淵川寿広町長提案理由説明	102
	質疑	102
	討論	102
	採決	103
6. 日程第5	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	103
7. 日程第6	議員派遣の件	103
8. 日程第7	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	103
9. 閉 会		104

第 1 号

1 2 月 1 2 日

令和5年第4回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 大町田 勇 希 君 | 2番 | 梶 原 哲 朗 君 |
| 3番 | 秋 田 澄 徳 君 | 4番 | 池 山 喜一郎 君 |
| 5番 | 橋 口 渉 君 | 6番 | 永 濱 一 則 君 |
| 7番 | 池 山 朝 生 君 | 8番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 9番 | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|-------------|---------------------|-------------|
| 町 長 | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 町 民 課 長 | 徳 永 和 久 君 |
| 地 域 福 祉 課 長 | 森 山 豊 君 | 農 林 水 産 課 長 | 園 田 俊 一 君 |
| 建 設 課 長 | 黒 木 聡 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 南 奈 津 紀 さん |
| 企 画 課 長 | 鮫 島 司 君 | デ ジ タ ル 推 進 課 長 | 中 村 広 道 君 |
| 自 衛 隊 対 策 室 長 | 遠 藤 淳 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 日 高 隆 雄 君 |
| 水 道 課 長 | 牧 瀬 善 美 君 | 保 育 所 長 | 浦 口 吉 平 君 |
| 空 港 管 理 事 務 所 長 | 柳 田 勝 志 君 | 行 政 係 長 | 牧 瀬 亮 君 |
| 財 政 係 長 | 東 郷 伸 也 君 | 教 育 長 | 北 之 園 千 春 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 横 手 幸 徳 君 | 社 会 教 育 課 長 | 春 田 功 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 皆 倉 健 二 君 | 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 野 平 清 吾 君 |

選挙管理 岩本郁美さん 農委事務局長 石堂晃一君
事務局 長

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 榎元卓郎君 議事係長 稲子隆浩君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回中種子町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番梶原哲朗君、3番秋田澄徳君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（迫田秀三君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会は、本日から12月20日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（迫田秀三君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

10月2日、第2回中南衛生管理組合議会定例会が開催され、令和4年度一般会計継続費繰越計算書の報告及び一般会計歳入歳出決算認定、令和5年度一般会計補正予算（第1号）が上程され、認定可決されました。

同日、第2回公立種子島病院組合議会定例会が開催され、条例の専決処分1件、令和4年度病院事業会計決算認定、令和5年度病院事業会計補正予算（第1号）が上程され、認定可決されました。

10月14日から15日まで、堺市において堺まつりが開催され、レセプション、本祭り等に出席しました。

10月16日、第2回熊毛地区消防組合議会定例会が開催され、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定、条例の改正及び令和5年度一般会計補正予算（第2号）が上程され、認定可決されました。

同日、第2回種子島産婦人科医院組合議会定例会が開催され、令和4年度病院事業会計歳入歳出決算認定、令和5年度病院事業会計補正予算（第1号）が上程され、認定可決されました。

同日、第2回種子島地区広域事務組合議会定例会が開催され、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定、令和5年度一般会計補正予算（第2号）が上程され、認定可決されました。

10月22日、福岡中種子つまべに会総会、交流会に出席し、本町の出身者と交流を図ることが出来ました。

10月31日、鹿児島県離島町村議会議長行政調査が出水郡長島町で開催され、離島の地域振興について行政調査を行いました。

11月8日、第12回種子島屋久島議会議員大会で採択された要望事項を地元選出国會議員へ手交しました。

11月9日、防衛省を表敬訪問し、再編交付金のお礼と継続的な自衛隊関連施設の誘致をお願いしました。

11月13日、東京都において全国過疎地域連盟第56回総会が開催され、役員の選任、決議及び要望等の議案が上程され、承認されました。

11月17日、第12回種子島屋久島議会議員大会で採択された要望事項を鹿児島県知事及び県議会議長へ手交しました。

11月27日、宮崎県綾町において熊毛郡町議会議長会の行政調査が実施され、有機農業の取組について調査及び研修を行いました。

11月28日、東京都において第41回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、上程された案件について全て承認されました。

11月29日、東京都において第67回町村議会議長全国大会が開催され、上程された案件について、全て承認されました。

12月1日、鹿児島県市町村総合事務組合第2回定例会が開催され、専決処分1件、条例改正、令和5年度一般会計補正予算（第2号）が上程され、承認可決されました。

以上の会議資料等は事務局に保管してあります。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果について報告が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（迫田秀三君） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まずは、インフルエンザでございます。野間小学校で1クラスの学級閉鎖、現在されております。全体で小中学校合わせて52名が感染して欠席というふうになっているような状況でございます。そういうようなことでございます。この議会会期中でございますが、その期間私どもマスクを着用する機会が増えるかと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

11月6日に鹿児島市内で開催されました令和5年度市町村長向け災害対策専門研修トップフォーラムin鹿児島に参加をいたしました。

事前視聴による内閣府大臣官房審議官より政府の初動対応について、人と防災未来センター研究調査推進員より、災害対応における首長の役割としての講義が行われました。

続いて、現地において、鹿児島県における自然災害とその対応、災害対応における広報の在り方などの講義があり、どのように発生するか分からない最近の異常気象に、常日頃より災害発生時をイメージした対応、措置の方法をあらゆる角度から考えていく必要があると痛感したところでございます。

そのあとワークショップにおいてグループ別に模擬記者会見を行い、災害発生後の対応方法や避難所での行動、被災者に対する言葉、また、不安が募る皆さんへ、安心してもらうための会見の在り方などを考え、会見後に報道人の質問に答えながら、会見の在り方についても重要なことですので、学ばせていただいたところです。

また、11月8日に砂防会館シェーンバッハ・サボーにおいて、安全安心のまちづくりを求める全国大会が開催され、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算財源について、これまでのペースを緩めることなく、令和5年度補正予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進することなど9項目にわたり決議し、衆参国会議員に対し要望することとしました。

次に、11月9日午前中に自衛隊誘致推進協議会の役員の皆様と森山自民党総務会長を表敬訪問し、自衛隊馬毛島基地建設に関する情報交換並びに浜津脇港整備についての要望などを行ってまいりました。

参加した全ての皆さんがそれぞれの立場で思いを伝えることが出来たものではなかったかなというふうに思います。

午後からは協議会の皆さんと防衛省を訪問し、宮澤防衛副大臣と面会、馬毛島基地関連施設の早期整備、浜津脇港などの活用、これまで演習で使われてきた長浜海岸の活用の検討など、本町への自衛隊施設等の誘致に向けての要望活動を行いました。

また、現時点で町民が不安に思うこと、また、困っているようなことという報告などもさせていただきました。

宮澤防衛副大臣からは、これまでの訓練や馬毛島基地建設に関する町民の皆様の御理解に対するお礼と現在の馬毛島建設工事に伴う、種子島内の状況把握も含め、早期に視察に訪れたいというような話もあったところでございます。

最後に、11月15日にNHKホールにおいて全国町村長大会が開催されました。少子化対策を推進し、子ども子育て施策を強化すること、実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること、農業農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を図ることなど17項目にわたり、満場一致で決議し、要請活動を行いました。

大変長くなりましたが、以上で行政報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（迫田秀三君） 日程第5、「一般質問」を行います。

通告に従って、順番に発言を許可いたします。

初めに、梶原哲朗君に発言を許可いたします。

〔2番 梶原哲朗君 登壇〕

○2番（梶原哲朗君） 改めておはようございます。

1回表1番バッターとして登壇をさせていただきました。梶原でございます。

それでは、通告に従って一般質問に入りたいと思いますが、まずもってイスラエル、ガザ情勢の報道につきましては、連日の罪のない子どもたちの負傷した映像に触れ、残念でやりきれない思いをされている方は、私ばかりではないかと思えます。もうすぐクリスマスや新年も来るというのに、1日も早い平和が訪れることを願うばかりでございます。

さて、最初の質問でございますけれども、スポーツ・文化活動遠征費の助成についてでございます。

離島の児童生徒の島外への大会出場につきましては、多額の費用が発生し、保護者の負担は計り知れません。

これが仮に本土の児童生徒であれば、保護者の車に同乗するなどして燃料代程度で済むことでしょうか。離島から参加するとなると、高速船、宿泊等を合わせると多額の経費がかかります。

調べてみますと、中体連が主催する県大会、九州大会等においては、1人当たり7千円の助成措置があるようです。

離島の子どもたちにもすぐれた才能、能力のある子どもたちがたくさんいるはずです。

離島の児童生徒たちはどうしても他校との試合等の機会が限られてしまいます。伸び盛りの児童生徒たちは、たくさんの試合経験をすることによって成長します。

今シーズン、プロ野球の日本シリーズを制覇した阪神ターガースの最優秀選手賞を受賞した近本光司選手は、兵庫県の淡路島の出身です。

南日本新聞の顔の欄に掲載されましたが、本県沖永良部島で自主トレーニングをしている縁で、島の子どもたちを球場に招待しているそうです。経験することで選択肢が広がると語っております。

また、今年の夏の甲子園大会でベスト4までコマを進めました神村学園のメンバーの中にも徳之島出身の子がいます。

このように、子どもたちにたくさんの交流、そして試合、演武の機会を与え、成長を期待するものであります。

再編交付金の交付要件の中に、教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業という項目もあります。そこから助成ができるなら、若者層も、この恩恵を感じることができることでしょうか。

自衛隊基地誘致の町としてもぜひそうありたいものであります。さらには、広い意味での子育て支援の一環とも言えるのではないのでしょうか。

このことについて、教育長及び町長の考えをお伺いいたします。

以降の質問は質問席にて行いますので降壇させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） おはようございます。

ただいまの質問でございますが、小・中学校の島外遠征費の助成についてということですのでよろしいでしょうか。

中学校の部活動に係る大会補助金につきましては、体育・文化活動における生徒の活動を支援し、また、保護者の過重な負担を軽減するために、平成25年に内規を設け、必要経費の半額程度を補助しております。

補助対象とする大会につきましては、鹿児島県中学校体育連盟が主催する県中学校総合体育大会、それから、九州中学校体育連盟が主催する九州中学校総合体育大会、全国中学校体育連盟が主催する全国中学校総合体育大会、それから文化活動につきましては、県教育委員会が主催する大会となっており、対象は、大会規定のエントリー数、エントリー人数としております。

補助金の額につきましては、県大会が参加生徒1人当たり7千円以内とし、九州大会及び全国大会につきましては、交通費、宿泊費等の参加経費の50%程度の補助とし、参加生徒1人当たり上限額が7万円となっております。指導者につきましても、上限2名まで生徒と同額を補助しております。

また、スポーツ少年団、島外遠征費の助成につきましては、鹿児島県スポーツ少年団が主催するスポーツ少年団競技別交換大会に出場する団員、監督に町スポーツ少年団本部から、令和5年度は1人当たり1,500円の助成を行っております。

令和5年度の実績につきましては、中学校へ県大会出場補助金として8競技の82名、九州大会出場補助として生徒1名、指導者1名、全国大会出場補助として生徒1名、指導者2名分を補助しております。

また、スポーツ少年団については、4団体、36名に対して助成を行っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） それなりの支援があることは承知をいたしました。

再編交付金の絡みの助成も思っておりますので、町長からの答弁も引き続きお願いしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま教育教育長のほうから説明があったところでございます。

今現在としては、遠征費等についてはこのような状況で、町としても、助成をさせていただいているところでございます。

それ以上に再編交付金を活用して、遠征費の補助などをするべきではないか

という議員の御意見でございますが、再編交付金の交付要綱、これにつきましては個人に対する見舞金、その他の金銭及びこれに類する物品の給付というのは、交付金を充てることが出来ないと明確に規定をされておりますので、そういった子育て支援も含めた中で、全体的なことを考えながら進めていく必要性が現時点ではあるのではないかなというふうな認識でございます。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） シンプルな回答でありましたけども、それが旅費の助成が、個人に対する交付ということにみなされればあれですけども、何らかの形でそういう助成の措置は、自衛隊交付金に固執をしないでも自主財源にでも、何とか調整をしていただければなというふうに思います。

大島等につきましては、奄振法があつてどのようにそこに活用されているかわかりませんが、どうしても種子島から鹿児島市まで行くとなると、本土の人の恐らく10倍ぐらいのコストがかかっているのが現状です。

どうかひとつその辺の部分プラス思考で検討を期待をしていただきたいと思います。

次の質問に入りますけども、旭町通りのにぎわいづくりについてということについて、質問に入り、進めさせていただきます。

私がかね日頃思っていることがありまして、我が町の中心地である旭町通りの疲弊感をどうにか改善、克服出来ないものかということでありまして。

現状としては広い駐車場を必要とするドラッグストアはやや郊外に、そして飲食店や金融店舗は、バイパス線や横町線、そして中央公園方面と散在をしている状態です。分散をしているという意味ですけども、これについては今さらどうしようもありませんが、中心地の旭町本通りについては、シャッター閉鎖による閉店店舗、また最近では建物の解体後の空き地が目につきます。

そこでですけども、その解体後の空き地については見た目もどうしたものかなという思うところがあるわけですけども、地主の意向を聞き取り緑地化、芝生を植えるとか、あるいはベンチの設置など、あるいは駐車場の設定など、何らかの景観の改善が必要ではないかということが思うことですが、その点についてまず1点目の町長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） シャッター通りと議員おっしゃるところなんですけども、シャッターが閉まっても倉庫に活用されたりとか、そういったところも多々あるようでございます。

それとあと、店は閉めましたが、自宅兼用の店舗であったところというのはなかなかこう、使いにくいようなところもあるというような話も伺っております。

当然地主さんの意向、これが優先されるものだろうというふうに思っております。

情報としては聞けるところまでは聞いておりますが、現時点で地主さんが何らかの措置をとるようなことは、まだこちらのほうには伺っていないところ

です。ということですのでよろしいでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） シャッター通りのことで答弁がありましたけれども、本当は、本当はといいますか、そういう旭町の中心地にある住宅店舗なわけで、家主さんの意向をもちろん重視しなければなりませんけれども、可能な限り、シャッターが開いて、倉庫じゃなくしていろんな店舗ですとか集いの場とか、そういうふうに展開することによって本通りも何らかの形で、明るい兆しが見えてくるんじゃないかなというふうな希望を持っての質問でありますけれども、その辺をもう少し、家主の方とこういった意見もあったということで、説得をするようなそういうのも、ほしいなというふうに思うわけです。

最初の質問は、空き店舗の前に空き地の活用についてのことだったんですけども、そこには触れてもらえませんでしたけども、家主が人の土地に何を言うかといえばそれまでなんですけれども、通りの景観として本人が了解を得るのであれば、いくらか謝礼を賃料を払ってでも、緑地化する、木を植える、ベンチの設定をして、みんなが入ってもらえる。そういう提案もするべきじゃないかというのが、1点目のことであります。

通告書にあるとおり2番目のところに空き店舗のところがまたあるわけですけども、ちょっと重複をしますけれども、その空き店舗の家主さんと、先ほど言ったように面談をして、貸し出す意思があるのであれば、借りたい人とのマッチング、仲介、例えば、たくさんのノウハウを持つであろう大手の川商ハウスさんとの連携、そういう意欲のある人につきましては、家賃の補助や改装費の補助などすることにより、この通りが少しでも活性化するのではないかと思うのであります。

それを含めてもう一度旭町通りのにぎわいづくりについての②のところですけども、町長の意見を再度伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 飲食店とかも閉まる店もあったり、新たにオープンする店があるというような話も聞いておりますし、場所によっては、これまで使っていなかった飲食店が改造されて使うような状況になってきていく部分もあるのかなというふうに思います。現状としては。

その中で今、更地になったところ、そういったところも含めて、まず、旭町の通り会であったり、スタンプ会であったり、商工会であったり、そういったところも当然、いろいろなことを考えておられることだろうと思いますので、そこら辺とまず状況把握をしながら、そこら辺についての地主さん等の意向というのは、そっちのほうで情報収集はしやすい部分もあるかもしれませんので、これから先、そこら辺の情報収集にも努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 今、旭町の通り会の会長が寺田君、副会長が山元くんという資料をいただいておりますけれども、残念ながら今回のこの質問までにちょっ

と彼らと詳細に話を伺うことも出来ませんでしたけれども、今後また機会を設けて、彼らの商店の主の皆さんと、私も意見を今からいろいろ拝聴したいと思います。そのときはまたぜひ、御検討いただきたい。

なおまた、これも該当するかはつきり分かりませんが、自衛隊再編交付金の中に公園及び緑地の整備に関する事業という公告もあるようです。

そういうのも運用できるのであれば、我が町の中心地であるにぎわいを少しでも明るい方向にしてもらえたらなというふうに思うわけです。

結びになりますけどもこの空き店舗の再開等により、少しでもにぎわいができるよう、町として手助けをする必要があるのではないかとということでございます。

そのこともぜひ前向きに検討していただきたい。その希望を期待を込めて以上で私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） 次は、永瀆一則君に発言を許可いたします。

〔6番 永瀆一則君 登壇〕

○6番（永瀆一則君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、首長としての政治姿勢について、そしてまた、職員の配置について質問をいたします。

まず、首長としての政治姿勢について伺います。

町長は、5年前の4月に町民の期待を一身に担って初当選をされました。

1期目は、自身としても不安の中に、夢と希望とやる気がみなぎっていたに違いありません。右も左も分からないまま、一心不乱に行政と向き合ってきたことでしょう。

それから、2期目、3期目と対抗馬もなく現在に至ってるわけですが、言わば順風満帆に、ここまで来た指導者と言えます。ですから、決して気の緩みがあってはならないと思っております。

そこで、町長に伺います。中種子町の首長として任務を全うすべく、これまで2期8年の町政運営の自己評価と3期目がスタートして改めて首長として施策に対するの覚悟を伺います。

あとは質問席から伺わせていただきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 永瀆議員の質問で、9年前、町民の期待を大きく受けて初当選し、2期目3期目と無投票で3期目を迎えて、もう1年が経とうかとしているところでございます。

この間議員の皆様方、そしてまた職員、絶大なる協力をいただきながら、行政運営を進めてこれたというふうに認識をしております。

今順風満帆という言葉がございましたが、議員から見たら確かに、2期目も3期目も無投票、順風満帆でこられたのだろうというふうに見ておられる部分は多いかと思いますが、1期目、今議員がおっしゃるように右も左も分からぬ、

行政に関しては素人な部分があり、困惑しながらも働いた意識はございます。

2期目に入りますと、このコロナウイルス感染症の影響というものはやはり、我々の行政運営にも大きく影響を及ぼした部分があるのではないかなというふうに感じるところです。

そういった中では、町の様々なイベントであったり、学校行事等が閉鎖される中、町民の皆さんが非常に先の見えない不安に追われる中で、我々はそれをどう乗り越えていくべきなのかということを経験員共々、また議員の皆様からの意見も賜りながら、行政運営を進めてきたところでございます。

特にまた2期目に関しましてはこの馬毛島関連、再編交付金の問題であったり、隊舎の設置の問題であったり、そういったところでは、幾度となく、防衛省に足を運び、町民の皆様の要望をしっかりと伝え、対応してきてまいったところでございます。

中には町民からも声を聞きますが、町長が力がないもので、再編交付金も、この金額でしかもらえなかったというような話をする町民もいらっしゃいますが、私としては、当時の職員、また当時の議長さんは十分理解していただいていると思いますが、あらん限りの努力をして、そういうようなことをしてきたつもりでございます。

そしてまた、現時点で、馬毛島の工事が着工する中では、町民の不安、そういったものもいっぱい皆さん、出てきております。

大きく、また小さくとも、不安というものがあり、期待感もあり、そういったところでございますので、改めて、この今現状としては、農林水産業の、ロシアのウクライナ侵略による肥料、飼料の高騰対策、そしてまた燃油高騰対策、そして為替相場の大きな円安に振れた状況での輸入品目の大きな高騰、これが、生活そして特に第一次産業の農業に関しては、大きなダメージを与えており、その中でコロナの影響もあってか、和牛の枝肉はダブついているような状況という中で、子牛の競り値が大きく値下がりをしております。

私が就任して1年目のときには、過去最高の金額をつけたということで、出郷者の会とか、そういったところに行っても大きく胸を張って、今畜産が頑張っているんだというようなことを伝えてきたところでございました。

そういった中では畜産農家におかれましては、大きく規模拡大をされ、飼養数を増やし、そういったことも努力をしてきていただいております。

この3期目にあっては、町民の皆様の苦しみをどう解消していくのか、少しでも楽にしていくためにはどういうふうな道筋を立てていけばいいのかというのをしっかりと検討しながら進めていく必要があると思いますし、この馬毛島問題に対する町民の皆様の、もし不安とかそういったものを少しでも解消できるのであれば、それに向けても鋭意努力していく責任が私にはあるのだろうというふうに考えているところです。

特にコロナが2類から5類へと移行になった中で、観光振興等についても、我々の町も交流人口の増というのもしっかりと結びつけていく、それが結局は、先ほど梶原議員からもございましたように、旭町のにぎやかさを取り戻す1

つの大きなポイントになっていくんだらうというふうに思っています。

これに関しては、中央体育館、それから陸上競技場、流水プール、野球場、種子島こり～な、議員の皆様の御理解を得て、これまで先人がつくってきた他の県内の市町村、国内の市町村においても、この本町規模の市町村にはないような立派な施設が建築されており、これを維持しながらやってきているわけですが、これをただ維持するだけではなく、やはり利用していくことがとても大事であり、先ほど子どもたちの遠征費の問題も出ましたが、遠征費もそうですが、子どもたちが種子島こり～なのようなすばらしいコンサートホールで歌が歌える、またサッカー場、陸上競技場でサッカーができる、野球場で野球ができる、流水プールで泳げる、そういった子どもたちが喜ぶような環境づくりというものに結びつけていきながら、観光は南種子のロケットであったり、いろいろなことがあろうかと思いますが、中種子は、そういったスポーツ交流、それから文化交流という点で、やはり、そういったものをメインにも持っていく必要があるのだらうというふうに考えているところです。

総体的に商工業の発展、そういったところも含めて、今ここ数年で、しっかり方向性を定めながら施策を打っていく必要があるというふうに考えております。

コロナに関しては国の予算も相当歳出が増えております。

昨今もありますように、大学の子どもの3人いる家庭には大学の授業料の免除とかそういったことも今、出てきております。いろいろな子育て支援、人口減少に対する対策を国はとっていく方向であります。

そういったところも踏まえながら、よくよく考えますと財政状況としては、もうこのプライマリーバランスは大変なことになっているのではないかとこのように認識します。

ですので、我々が気をつけないといけないことは、財政運営上、地方交付税並びに特別交付税等が、これから先、相当目減りしていくのではないかとこのことも視野に入れながら、行財政運営を進めていく必要性が特に昨今、このような情勢でございますので、あるのではないかとこのように考えているところでございます。

町の振興を図りながら、財政状況を持続可能なものにしていくという非常に難しい行政運営を今、目の前に突きつけられている状況でございますので、議員の皆様のご協力をいただきながら、精いっぱい頑張っていくつもりでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上のようなことで覚悟というか、そういうふうなつもりで、肝に銘じて頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） あのですね町長、私はね、これまで2期8年の自己評価を聞いたわけですが、ほとんど答えられてません。これからの施策に対しての覚悟は、今お聞きしました。

自己評価、100点満点のもし点数をつけるとすれば、何点ぐらいつけられますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 自己評価というのは、100点はないと思います。

当然、ミスもあつたり、ちょっともう少し方向性違ったなというようなこともあろうかと思しますので、自己評価というのは町民の皆さんがどういうふう
に判断をするかということになろうかと思しますので、自己評価というのは控
えさせていただきたいと思ひます。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 町長これまでも毎年施政方針を計画して発表するわけですが、その中の何%ぐらい出来たかなというような評価で結構ですが、願ひし
ます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 施策の評価は、当然庁舎内でも評価をしていくわけでご
ざいます。

K P I といいますか、評価をしていきながらやっていくところのございます
が、これに関しては、例えば農林水産業の振興という点で、そういったものを
進めていきますよつていう施政方針、こういった中で、これは半分も出来てな
いとか、そういったのもありますし、場所によっては100点出来てるところ
もあります。

ですのでそれぞれの施策に応じて、評価されていくべきものだろうというふ
うに思ひます。

ですので、これまでの任期、1期目2期目の評価としてはどうかつていう質
問に関しては、もう何とも言えない状況でありますし、議員おっしゃるように、
評価が自分でも100点満足がいけるように頑張れというような、叱咤激励とい
うふうを受け止めさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） それはですね、全てのものに対して、皆さん、誰もです、
100%達成できる人はいないと思ひます。巷の声を聞く限りですね、今の町政
において、あまりりいい評価はございません。

それはなぜかということをお我々議員、そして町執行部は反省しなければなら
ないと思つております。特に私は、町長に対して、ちょっと苦言を呈したいと
思ひます。

言わば、町長は一国の主である。主としての威厳を持つて、責任ある行動を
とつてほしい。これが今の町民の声であります。

職員の模範となるような首長であると同時に、紳士的に真面目に、誠心誠意
行政と向き合つていただきたい。これだけはぜひ願ひをしたいというふう
に思ひます。

私が、今、誠心誠意と申し上げました。この言葉を調べてみますと、いうま

でもなく、うそや私欲がなく、真面目に取り組むこと。また、態度も重要であることを意味するそうです。

言わせてもらえば、町長は、これからの中種子町をどういうふうにしていきたいのか。現時点での基幹産業をどう捉え、今後どのようにしていこうと思っているのか、少なくとも、私には、展望が見えません。

町長自身としては、中種子町発展のために努力しているつもりでも、結果としてあらわれなければ、人は評価をしません。

私がこれまでに申し上げたことに対して、町長、何か言いたいことがあれば、お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町民がいい評価をしていないということでございます。

私は町長室は常にオープンにしております。町長室に私がいるときは、どなたであっても入ってきて話ができる環境は整えております。

ですので、私に対する苦言であったり、そういったものも、この場でおっしゃることもとても大事なことで、議員の職責として大事なことです。やはり、私も誠心誠意努める必要もありますし、もしそういう批判があれば、真摯に受け止めて、改善していく必要はあるのだろうというふうには考えております。

それが誠心誠意努めなければならないということなのだろうというふうに思います。

そういった中で、何か気になることがあれば、また私のところに出向いて私がいる場合は、その中で、町長しっかりしろと、町長これもやれ、町長これもあれもこうしよう、そういった話も議員の皆さんから伺えると参考にもなります。

町民の声ということでございますので、そういった中で、今進めている、こういうことはこういう理由で進めようと思ってる。こういうことを計画しているのだが、議員さんどう思うだろうか、これ議会にお諮りして予算をつけていいものだろうか。そういった話を我々はしていくべきだというふうに考えております。

町民が評価をしていないということでございますので、相当嫌われてる部分もあるのかなというふうに思いますが、議員の皆さんも、私のことを嫌ってるのかもしれないけども、そういうことではなくて、これは好き嫌いではなくて町政発展のためにどう進めていくかということを経験すべき問題であって、ぜひとも議員の皆さんにおかれましては、町長室にきていただいて、また副町長室に訪ねていただいて、町民の困っていることや、町民の不満や、そういったことをしっかり伝えていただいて、そしてまた、我々がお答えする中で、そういうことであれば町民にまた説明しておくねとか、そういうような話もできるような環境がとても大事なことになるだろうというふうに私は常日頃から思っておりますし、議員の皆さんから受ける苦言というのは、素直に受け止めて、私が改善すべきところは改善していけばいいことになるだろうし、私の評価というよりも町全体の振興が図れることが大事であるのだろうというふうに考え

ます。

また町の振興を図っていくために、逆に、町民の皆様に嫌われるようなことをしないとイケないことであろうかというふうに思っております。

だからそういう点では、3期目もしっかり、そういったところを肝に据えながらやっていく必要性がありますし、議員の皆さんと話をしながら、しっかりした理解をもらいながら、やはり施策、特に新しい施策等に関しては、進めていく必要があるのだというふうに認識しているところでございます。

ちょっと意味が分からない部分もあるかもしれませんが、議員がおっしゃる、そういう紳士的に真面目に、誠心誠意、評価が悪いから町民の、しっかりやれという苦言をしっかり受け止めて対応してまいりたいというふうに考えております。

そういった点では、議場に限らず、ぜひお越しいただいて、お話も聞かせていただければなというふうに思います。

また議員さんたちのところに我々が行くとなると何か全体協議会か何かの時間帯でないとなかなか皆さんお集まりでない部分もございまして、ぜひ個々で構いません。議員活動の途中でも、ぜひお越しいただいて、近況であったり、地域の皆さんの声も、ぜひこの場に限らず、この場でも当然、それが議員さんとしての務めだと思いますので大事なことですし、ありがたいことだと思いますが、またそれ以外にも、町長室のほうに出向いていただくなり、皆さん私の携帯電話等も御存じかと思っておりますので、電話1本でも構いませんので、御連絡をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 町長の言い分も分からないことはないです。嫌われるようなことも発しないとということでは、私も同感でございます。

町長は、先ほども私言いました施政方針、いろんなありますよね。何これしたいあれしたい。

ですから、私が見た目ですね、ほかの方はどう思うか知り分かりません。何かね、形が、ほとんど見えないんですよ、町長。

私が過去の議会の中で、町長に言ったことがございます。町長は、歴代の先輩方の敷いたレールの上を走っているだけの話じゃないですか。以前、言ったことございます。覚えてますか。町長覚えてますか。覚えてません。結構です。

ですから、形が見えないんですよ、町長。

ですから、今回3期目、これまで苦言ばかり申し上げましたが、しっかりした結果をですね、出していただくよう、誰が見ても、お一ようやってるなど思うような結果を出していただきたいというふうに思っております。

この質問はこれで終わります。

続きまして、職員の配置について伺います。

人事異動については、いろいろ吟味をしながら、最終的には町長の判断で適材適所の人事をしていると思うが、結果、適材適所が間違っていたのか、ある

いはまた、ほかに何か不都合があったのか、原因は分かりませんが、短期間での異動が多々見受けられます。

短期間では、仕事も覚えられるわけもなく、立派な人材が育つはずがございません。その結果、中種子町にとってはマイナスであります。

このことについて、町長、見解を伺います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員おっしゃるように、3年から最低5年程度、同一の業務を経験して移動していくってということが理想ではあるんですが、様々なこの場で言えないような理由とかもございませぬ。人事に関しては。

議員のおっしゃることにしましては、町民のためにならないのではないかとということでございませぬので、任命権者である私でございませぬので人事権に基づき行っておりますが、町民から信頼される職員を育てるということでございませぬ。そのように受け止めて、しっかり取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） この職員配置については、十分熟慮のうえ、これからも配置していただきたいというふうに思ひます。

中種子町には人事評価制度検討委員会というものがあるんで、その規程第1条の中に、当該委員会の適正な執行体制を確立させることにより、町職員の人材育成及び能力開発に資するとうたっております。

現在のこの人事の配置は、この規定に沿った人事が出来ているかどうかということをお伺ひします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 人事評価制度については、これは職員間で行うものであり、私が人事評価をするということにはなっておりませぬ。

その中で、それぞれの個の能力をどのように伸ばしていこうかということをお考えながらやっておりますところだと思ひます。

その人事評価によって人事異動をするというふうなことに直結はしないと思ひますが、当然その人の職能というものの評価っていうのを参考にはできるものであるというふうに思ひます。

人事評価にのっとって人事をするというのは、ちょっとまた違う部分があるのかなというふうに考えております。

ちょっと私もちょっとそこら辺の詳しい、認識的にちょっとそういう認識でございませぬので、御理解いただければと思ひます。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） もちろん町長は人事評価委員ではございませぬから、分からないと思ひますが、当委員会の委員長である副町長にも、この件について伺わせていただきます。

○議長（迫田秀三君） 副町長。

○副町長（阿世知文秋君） 人事評価につきましては、毎年4月に、今年度の目標を、個々で、何個か目標とするものを立ててもらひまして、中間、途中で評価

をするということで、年度締めにも、もう1回自分の人事評価を、目標立てたやつを自分なりにどうでしたかっていうことで、自分で自分を評価して、それをまた、平の職員につきましては、係長が一次評価、二次評価を課長がするというので、また係長については、課長が一次評価、私が二次評価をするというようなシステムになってございまして、12月、ちょうど今頃ですね、職員の職務希望調査というものを行いまして、自分は今後どのような仕事がしたいんだという、それはどういうことで、そういうことをしたいんですかというような調査も行いまして、それに基づいて、異動を考えていくということでありませう。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 委員長に、続けて伺いますが、ちなみにこの委員というのは、構成メンバー何人でしょうか。

○議長（迫田秀三君） 永瀆一則君に申し上げます。ただいまの発言、質問については、通告の範囲を超えております。質問を変えて、本来の質問趣旨にのっとった質問をするようお願いいたします。

6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 関連すると思ったんですが、いいとしまして、配属されて1年目はまず、その部署に慣れることから始まって覚えて初歩の段階で、2年目でやっと仕事の内容あるいはやり方を覚え、個人差もあると思うが、3年目にしてやっと戦力になるのではないかというふうに私は思っております。

そういう意味では特別な理由がない限り最低でも、3年は同部署に勤続させて、人材育成を図るべきじゃないかなというふうに私は思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時15分からいたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、戸田和代さんに発言を許可いたします。

[10番 戸田和代さん 登壇]

○10番（戸田和代さん） おはようございます。

私の質問に入らせていただきます。

その前に、カンショの収穫も終わり、11月29日からサトウキビの収穫が始まり、種子島で1番活気のある時期に入ってきました。今年は台風の被害も少なく収穫に入ってきていますが、どの分野においても人手不足が深刻となり、

知恵を出し合い、収穫に臨んでいるところであります。また、今月 14 日、15 日からは、子牛のせりも開催されることになっており、子牛の価格も気になっているところがございます。

さて、私の質問に入らせていただきますけど、種子島全体がここ 1 年でぐっと様変わりしました。西之表港に目を向けると、長いクレーンを出した大船といますか船といますか、馬毛島を往来しております。また、沿道に目を向けますと、コンテナハウスがところ狭しと設置され、また種子島空港には、馬毛島工事関係の車両が往来し、急ピッチで仕事が行われている最中であります。

そのことから、そこで基地に関わる仮設宿舎でありますコンテナハウスについて、町民からどれぐらいの数の仮設コンテナハウスが、今中種子町内に設置されているのかということをよく聞かれます。

そういうことで、今現在の設置状況をお願いします。

あとは質問席でしますので、よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま基地建設に係る作業員宿舎用のコンテナハウスというものが、本町にどの程度建築されているかということでございます。

馬毛島基地の建設工事も、今年度から本格的に着工されたことに伴い、島内、特に西之表市内では、コンテナハウスなどを活用した作業員用の宿舎というものが、数多く建築されているようでございます。

基地建設従事者の数としては、防衛省の説明によりますと、当初から申しておりますように、ピーク時に馬毛島のほうに 4 千名、そして種子島に 2 千名、合計で約 6 千名の工事関係者が滞在するとの情報、皆さんにももう既にお伝えしてあることかと思いますが、ということでございます。

町内に建築されているコンテナハウス等につきましては、全て民間会社の所有となっております。

基地建設にかかるコンテナハウスの数につきましては、現状として基地建設に従事する人が入居する予定ですというような話を伺っているのが、今の時点では旧空港前の伏之前集落内に建築されている 350 戸。これは大手ゼネコンさんと契約をしていくような方向で検討しているということで伺っております。

現在 140 名の工事関係者が入居をしておるといふふうに伺っており、その辺の数につきましては、集落長さん等へ報告をしていただいているといふふうに伺っております。

ほかの場所にも建築されておりますが、社員宿舎であったり、観光等とあわせた建物であったりということで、基地建設関係者に特化したコンテナハウスというものを把握しているのは今のところ伏之前集落のところに建築された、先ほど申し述べました 350 戸というところになります。

仮に防衛省がコンテナハウスを作業員用の宿舎として建てる場合は、当然場所であったり戸数部屋の面積、敷地面積などの情報収集ができるところですが、民間会社については、建築する場合はそういう情報が得られないというのが実

情でございます。

具体的な戸数、これから建築されるであろう戸数というものは、把握出来ていないというのが現状でございます。

当然防衛省、九州防衛局、種子島連絡所並びに国土交通省九州地方整備局、西之表港湾事務所には、そのような動きがあった場合は情報提供をお願いしますということで、情報提供の依頼をしておりますが、そこら辺の把握につきましては出来ていないというのが現状でございます。

参考までに、断定は出来ませんし、これ公式な情報ではございませんが、馬毛島建設従事者用宿舎としてはこれから約 300 から 400 程度の建設予定があるというような話であったり、看板が立ってあったりというようなところでございます。

それも、防衛省等連絡所等を聞きますと、建設業者さんと民間のプレハブを建設する業者さんの交渉という中で、何戸必要なのかというのがまだ、ピークに達していないので、はっきりしないということで、そのぐらいは建つのではないかなと我々も思っていますけど、それが増えるのか、減るのかというのはこの民間の建築される業者さんと馬毛島関連の建設業者さんがどのような協議をして、建設戸数などを決めていくのかということ、これに関しては、まだ我々もそうですし、コンテナハウスを建築する業者さんも、まだ正確に把握は出来ていないのではないかなと推測するところです。

ですので、最終的に建築確認等で把握が可能なんではないのかというような町民の皆さんの御意見もあるんですが、この建築確認申請が、町を通さずに許可を、建築確認申請の許可がおりる場合もありますし、そのほうが多い状況です。

なおかつ、建築確認申請がおりたにしても、民間が民地に建てるものに関して、行政としては熊毛支庁の建築係のほうの建築主事さんが、建築基準法に適合しているかどうかの判断をして許可を出すか出さないかということでございますので、そこにつくれ、つくるなということ、行政サイドとしては言いにくいところがございます。

そういった中で、水道の開設工事は情報として入ってきます。

ですので、基本的には種子島連絡所さんのほうには、建設業者がそういったところを依頼をしているような情報が入れば、私どもにも早めにお伝えくださいと、そういった中で、そういう場所ができる場所へもそういったのができるらしいよという情報提供に努めるべきだという観点から、そういうお願いをしているところでございますが、そういったところでございまして現時点で確実に把握を出来ている数字というのは、拾えていないというのは状況でございます。

2、3 ちょっと伺いますと、仮設のそういうプレハブが建っているところに行きますと、社員用の宿舎として建ててますと、そこはロケット基地にも行ったりますので馬毛島関連とは限りませんか、そういうような話も聞くところでございまして、数的にしっかり拾うというところは難しいところがございます

が、情報が入り、また、水道関係の開設に関して情報が入り次第、そこに関連する地域の皆さんへは、そういう情報が入りましたということ、集落長さん並びに校区長さんにはお伝えをしていきながら、町民の皆さんに不快な思いをさせないような努力をお願いしますということで、防衛省、種子島連絡所のほうもしくは、国交省、西之表港湾事務所のほうには、しっかりお願いをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど申し上げました数字はあくまでも私の推測によるものでございますので、そこら辺は御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 町長が今言われました、建築確認申請書というのは、町の許可がなくてもハウスとか、そういう仮設住宅は建設ができるんですか。

中種子町を通さなくてもできると今言われましたもので、私たちが個人的に倉庫なんかをつくる場合は、どうしてもこの町の許可を得ないと建設が出来ないんですよ。

そういうところをすみませんけど、もう1回お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 農地法に係る問題が関連するところであったり、そういった場所については町のほうに、農業委員会とか、そういったところにも情報上がってきますので、そこら辺で確認できるところはあるんですが、あくまでもそこには、図面があったりなかったりというようなところもあろうかと思えますけども、ほぼ農業委員会のほうに上がってきたりする場合は図面が出来てくるんですけど、建築確認申請自体は、町の管轄ではないというか、県のほうに1回書類が出て、町のほうに県から流れてくる部分もありますし、その確認申請を審査する機関が、民間の機関がありまして、そこを利用する人たちの分に関しては、ほとんど中種子町に建築確認申請の書類は上がってきません。

ですので、農業委員会とか、そういったところの農地法の問題とかそういったところで引っかかる、引っかかるというか該当するような項目があるようであれば、当然町のほうに、そういったものっていうのは出てきますが、それに該当しないところは、全く情報として入ってこない。

ですので、水道の開設のときに、初めて分かるというのが現状でございます。民間の審査機関がございまして、県や町というようなことではないところの確認申請、種子島の人たちの設計屋さん、熊毛支庁に書類を提出して確認しをもらう方が多いかと思いますが、ほかの地域においては、民間の確認申請事業者を通してするというようなことになっているようでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 分かりました。

先ほど私たちの全協の中で、旧種子島空港コンテナハウスの委員長報告ありました。すごく良好に使われていまして、本当に安心しました。

委員長の報告の中には、12月1日現在で140名入居者、一応350名が入居可能ですけど、恐らくこの先も満室にはなることはないだろうという業者さんがあちこち出てきますんでね。350人は満室になることは出来ないだろうという報告がありました。

そして防犯カメラとか、街灯とかの設置などもちゃんと設置されていて、出勤帯も学校の登下校に支障させないように、朝5時から6時の間に出勤体制をとっているということで、本当に安心した報告でありました。

それでごみなんかもちゃんときれいに処置されていまして、1番住民が多く集まるところには社会問題として、ごみの問題が1番出てくるんですよ。

そうしたのもやっぱりきれいに清掃センターと連携をとって、毎日処理をしているということで、本当にほっとしました。

施設内では、個人的なハウスの中では飲酒はいいけど、食堂内では、飲酒はさせていないという管理者の話で、良好に管理がされているなということ聞きまして安心したところでございます。

さっき先ほど触れたんですけど、あちこちに宿泊施設を建てる予定地とかいう立札が立ってます。あれが今から先どれぐらい予想がつくのか、今町長はまだ予想はつかないと言いますが、ピーク時になってきたとき、種子島に2千人ということですので、恐らく西之表から中種子にも流れてくるだろうというのは思ってます。

そういうところで、今の立札があちこち広いところに立ってますよ。300から400人は、想定されるかなっていう町長の答弁でしたけど、恐らく、この先どれぐらいのコンテナハウスが建つか分からないですよ。

すみません、答弁お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 民家を借り上げている人もおられたり、場合によってはアパート、宿舎等が全くないということなんですけど、その空きも出てくるというようなことも、宿舎ができれば。

町内そしてまた、西之表のほうを車で走ってみますと、西之表のほうがすごい勢いで造成して、基礎工事をやったり、そういったところが散見されます。

そういった中で、何で中種子に看板が立ったりしてるのに向こうに立たないんだろかと考えますときに、やはり今作業員の皆さんの馬毛島への通勤は、住吉港と西之表港から漁船、輸送船に乗船されて移動されているようです。

なので、やはりその利便性で、西之表中心になっていくのかなというふうには、これは全く私の個人的な感想なんですけど。ですので、今、中種子町にも看板があちこち2、3箇所見受けられるんですけど、これも果たして建つのかなっていうぐらいには私は思っている部分もなきにしもあらずということで、建築される業者さん含めて、そういう情報がしっかりしたものがあれば、情報提供を我々は求めていって、地域の皆さんに必ず説明をして、そして町民の皆さんの不安を払拭するような対応をお願いするということを再三言っておりますので、そこら辺も対応していただけるものと思いますし、もしそういうような建

築が始まるようであれば、我々も以前、池山議員からも質問があつて、何か協定結んだりそういったことまで指導するのが、行政の仕事だというようなことも伺っておりますので、そこら辺は相手方があることなので、どこまでいくか分かりませんが、やはり防衛省を通じて、しっかり町民の不安を払拭するというのを伝えるべきなんだろうなというふうに考えております。

もう数はすみません本当に全く、全くと言っていいほど分からない状態で、今看板が中種子町に立っている場所に関しても、果たして建つのだろうかというふうな感じで受け止めています。

種子島にマックスで2千人ということでございますので、もう多分1,000戸は西之表にもう既にできあがって、数えてみてはないんですが、近くあるんじゃないかなと思います。

今建設予定のもの、それから民間住宅等のことを考えますと、中種子にあと1,000戸はできないと読めるのかなと思います。

ですので、500以下というような見方が割と妥当なんじゃないかなというふうには思っておりますが、これも私の全く感想でございますので、その数として町民の皆さんにこんだけできるというようなことは、断言してもらおうとまたおかしなことになりますので御理解を賜ればと思います。

馬毛島の工事自体が動く、動くと言ったらおかしですが、工期がいろんな気象状況であつたりいろんなもので動くんだろうというふうに僕は推測していて、それに合わせて作業員を配置、多分されるので、その安定した作業員配置っていうのができる時期っていうのがどのぐらいあるのか、それによってのことになってくるんでしょうけど、非常に短期間で工事をやっつけるっていうシステムなので、そこら辺の数の確定的なものっていうのはなかなか追えないというところで、工事の状況もあるということも鑑みて、町民の皆様には教えていただければなというふうに思います。

最低でも、その情報提供、情報共有には、我々も先ほどから申しておりますように、種子島連絡所、西之表港湾事務所、そしてまた警察等々も情報提供、情報交換をしながら、町民の皆さんの不安払拭に努めていきたいというふうに考えております。

業者さんにあつても、コンプライアンスっていうのはすごく、今、言われる時代です。

防衛省のほうも港湾事務所のほうも、そこは徹底したものの指導はあるんだろうなというふうに思いますので、心配される気持ち、これはもう当然のことですが、逆に心配する要素だけではないということも、また、皆さんと共有しながら、困った、心配だつていうこと、声を反映させていく努力は続けていく必要があるというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 人口が増えることによって、不安ばかりを考えたら大変かと思えます。

そこには、やっぱり人口が増えることによって、経済効果も生まれてくるわ

けですので、良好で、お互いに住民と工事関係者の方と連携をとって、これからも生活していくことが1番大事なことかなと思います。

大型店舗とか、いろいろ商店街を回ってみますと見知らぬ方が大変います。この方は恐らく馬毛島関係の方かなあって思って、経済効果はきているんじゃないかなと確信をしております。

私は町民に言います。不安ばかりを言わないで、経済効果もあるんだから、お互いにいい連携で生活していかないと、向こうを敬遠してばかりは駄目だよっていうことは、町民にはそのコンテナハウスがいくらで出来て、人口が増えてどうのこうのっていう町民が本当いますよ。

でも、反対に、そういう経済効果とか、またはこれから入ってくる自衛隊の皆さんがお互いの財産と命を守っていただくという自衛隊さんだからそういう方たちとも、良好で、これからずっと先生活をしていかないといけないわけですから、いいところはいいところで、また、不安なところは不安なところで、行政に語りかけたり、相談したりしていくことが、これからの在り方だと私は常に訴えております。不安だけを言わないでと町民には訴えてますので。

それから町民の安全確保についてであります。先ほど屋久島で起きたオスプレイの墜落事故、馬毛島基地整備事業が行われている中での事故は、日本国、また鹿児島県人、種子屋久に不安を抱えながら、馬毛島の基地工事にかかっている中での事故だったものですから、島民、町民、県民に大きな不安に、またさらなる拍車をかけたんだなということは、私は本当に残念でなりません。

そうした中で隊員の皆さんは、新聞報道で見ますと、2歳の子どもさんがいたり、生まれたばかりの赤ちゃんがいたり、婚約者がいたり、そうした中での事故で、本当に家族のことを思うと本当に胸が痛くて、残念でなりませんでした。

そうした中で、工事関係者も恐らく事業者さんも、安全教育は実施していると思うが、本町での安心安全に対しての取り組みはどう取り組みをなさっていますか。

町での。相手に対して、事業者の安心安全な取り組み。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本当にオスプレイの事故に関しては本当に、まずは、お亡くなりになった方の御冥福を祈りますとともに、再発防止に向けた、しっかりした原因究明、そういったものを、やはり米軍サイドにやってもらう必要があるということと、オスプレイ自体も自衛隊も配備をしておるところでございます。

そういったところも含めて、このような事故が二度とないよう、やはり、我々としてもしっかりと確認点検をして、安全が認められない場合は飛行させないというようなところのお願いはしていきたいと思っておりますし、既にちょっとお話をさせてもらっているところではございます。

そういった中で、議員おっしゃるように人が増えるんですね、この馬毛島関連の、種子島でピークで2千人と言いますが、実質上は、もうちょっと膨らむ

んじゃないかというふうに思っています。

それはなぜかという、作業員の皆さんのみならず、それに付随するいろいろなメーカーさんであったり業者さんであったり、直接馬毛島にわたって作業の実施に携わらない人たちというのも、結構、種子島のほうには来島されていて、隊舎をつくるにしても、中種子に西之表に、南種子に、こういったところに、いわゆる設計業務委託であったり、そういったところというのも業者さんもいっぱい入っておられるんじゃないかなと思います。

そういった中で、特に今本町で気になるところは、先ほど来話が出ております伏之前の旧空港跡地でのブロック製作に関わる大型車両の出入り等並びにそこでの工事中の作業事故等については、防衛省を通じて、元請会社に対し、厳しく指導を要請していただくように要請を行っているところでございます。

町内の工事関係者のトラブルなどの発生については、現在のところ確認をされておりませんが、九州防衛局種子島連絡所自体は、種子島警察署と情報交換を行っておりますし、本町でもそういう情報交換に努めております。

また、ちょっとした駐車場の接触事故等についても、接触事故といいますが、停まっている車にちょっと当ててしまったという事故ですが、全部こっこのほうに情報提供がございまして、そういったところを含めて種子島連絡所並びに西之表港湾事務所としては、非常に緊張感を持って当たっていただいておりますので、それに関しては引き続き情報提供なり改善策なりというものを、我々のほうにも、そういったことがあるようであれば、御報告いただきたいということで、情報共有に努めているところでございます。

工事中の事故、安全管理など、またそして道路での交通事故等については、我々のほうからも町民のまず大きな不安を払拭する事故があってはなりませんというお願いをしっかりと伝えておりますし、また先ほど来申しておりますように、情報共有、情報収集、そういったものに我々としても努めているところでございます。

指導に関しては、我々がというより、やはり防衛省、国土交通省のほうからの指導というのが筋なのだろうと思います。

ただ、我々の意見というのはそこに伝えて、改善をしてもらうようお願いをしているところでございます。

また人が増えるということで、飲食店であったり、先ほど来食堂ではお酒は飲まないというようなルールもつくって、すごく積極的に対応やっておりますが、やはり休みの日、ちょっと旭町にでかけますというような方もいらっしゃいますし、そういった人たちだけではなく、作業員の人たちだけではなく、ほかの営業マンの方とかそういった方も来て、旭町であったりその辺で飲食をされる方も、中には結構増え始めてきてるんじゃないかという声も聞きますので、ここら辺に関しましては商工会とも連携をして、事件、事故になる前に、嫌な思いをしたとか、ちょっとお客さんの態度がとかいうようなところがあるようであれば、商工会を通じてまた我々のほうに情報提供いただくようにということで、商工会長のほうにもお願いをしているところでございます。

大きな問題になる前に対処していくというのは必要なことだと思います。

旭町であったりそういった飲食店でのことってというのは、防衛省に言う部分もありますし、我々、町が動くところもある必要があるのかなというふうに思っておりますので、また議員の皆様からの御指摘等もあればまた、動く体制を整えておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 今のところ大きな事故等の事案も発生していないというところですけど、今、サトウキビが、中種子の新光を目指して、北は西之表から南は南種子から集中して運搬業者が毎日通っています。

そこで1番気になるのが、交通事故。交通事故が気になっているところなんですけど、こういうところも最小限に事故が起きないように願うところがございますけど、工事関係の現場を見ますと、やっぱりそこには、工事関係者の方は管理体制をしっかりしていて、あちこちに誘導員を、ちゃんと人を設置されて車の往来に気をつけているところは見受けられて、今のところ安心かなと思っております。ということで最後になりますけど、今度自衛隊対策室っていうのが設けられてますけど、この中でやっぱり町民にどんなささいなことでもいいから、馬毛島関係、自衛隊関係の情報を流してほしい。

やっぱりそれを知ることによって、住民が安心して生活ができる、ということが起きてる、ということが進んでるといえることは、やっぱり町民分かってないところがあります。

馬毛島も、今こういう段階で、何名の方が馬毛島に従事して、こういうところの工事が今進んでるとか、そういう情報紙を2か月3か月に一遍ぐらいは流してほしいなという私の要望であります。これは住民からもあります。情報が流れないもんだから、やっぱり不安なところとか、中身を知りたいとか、そういうところは、住民の方がおっしゃるもんですから、毎月とはもう無理だから、2ヶ月3ヶ月には一遍。前、出したことがありますよね、2回ほど。それを1ヶ月、3ヶ月に1回ぐらいでもいいですから、どんな情報でも、住民に流してほしいなと思っております。これは私からのお願いであります。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩をします。

再開はおおむね13時20分からといたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後01時16分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番秋田澄徳君に発言を許可いたします。

〔3番 秋田澄徳君 登壇〕

○3番（秋田澄徳君） 皆様、大変お疲れ様でございます。秋田でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、旧種子島空港に接続する町道及び県道の歩行者安全対策について、これについてお伺いをいたします。

その中で、まずは町道伏之前原之里線について質問をさせていただきます。

旧種子島空港では、自衛隊の馬毛島仮設棧橋築造工事、これが3つの共同体、そして、馬毛島係留施設等築造工事、これが一つの共同体、いずれも国交省の発注でございますが、港湾整備のための被覆、根固め等に用いられる大型ブロックの作成が行われております。

工事の工期は長いもので、令和9年3月17日までとなっております。工事の進捗状況では、さらに長引くことも予想されるところでございます。

町道伏之前原之里線は、生コン車の戻り道、そしてブロック運搬車の搬出路として利用されておまして、現に工事現場サイドの安全管理としては、国道側、工事ヤード、出入口、各所にガードマンを配置して、無線交信により、歩行者、一般車両等の通行と工事関係車両の進入区別を図って、安全確保に努められておることは、現場で確認させていただきまして、ガードマンの方にもその要領等もお尋ねしたところでした。

この地域の児童生徒数を教育委員会にお尋ねいたしたところ、小学生は7人、中学生が3人との回答をいただいております。

そして児童生徒の通学路については、迂回路も確保されているようでございますけれども、現在のところは、この道路を、この道路というのは町道伏之前原之里線ですね。これを利用して登下校する児童生徒がおまして、安心ではいられない状況ではございます。

また、この地域の住民の皆さんの経済活動、生活関連活動は、絶え間なく継続されておまして、この道路は、地域の重要な生活基盤となっております。

しかし、大型車両の通行路線としては幅員が狭く、目安となる区画線は消えている状態です。

そういう中で工事関係車両の通行が多いために、歩行者にとっては危険と隣り合わせの状況が続いている、これが現状であります。

馬毛島の関連工事につきましては、議会も自衛隊基地の誘致を推進しております。そういうことから容認することではありますけれども、やはり人命尊重、これが第1であります。事前予防、危険回避の対策を早急に実施することが求められていると思います。

道路交通の安全を絶対的に確保して、安心安全を担保することが、この道路の管理者として、果たすべき義務ではないかと思われまます。

そこでこのような現場状況を踏まえ、児童生徒及び一般歩行者等の安全を確保するために、旧空港入り口に接続するこの道路の旧空港から原之里方面に向けて、沿線住宅の連担区域が終わる付近まで約470メートル区間、これは私の推計ですけれども、ここに歩道と街路灯、そして消えている区画線、これを設置する必要があると考えます。

これに対し、再編交付金事業を活用した対策を求めますけれども、再編特措

法施行令の第2条第1項にある交通発達及び改善に関する事業、これが掲げられておりますけれども、この事業の例としては、市町村道、街路灯、歩道、道路標識など、交通施設の維持、運営事業と記載されております。

西之表市では、市道の改良舗装工事もう既に計画をされているところであります。

ぜひ、この事業を活用して、地域の皆さんの安心安全を確保するように、現状の改善を図ることを提案をいたします。

町長の答弁をお願いいたします。

あとの質問については、質問席からさせていただきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 旧空港入り口に接続する町道伏之前原之里線の安全の確保という御質問でございました。

町道伏之前原之里線の起点でございますが、旧種子島空港入り口付近でございまして、終点は、町道野間納官線、原之里公民館近くとなっている路線でございます。車道の幅員は起点側で4.8mから5.5m、終点側で5.3mから6.0mというふうになっている状況です。

旧空港では、馬毛島関連工事などで使用するブロックを製作していることから、議員おっしゃるように生コン車など及びまたブロック運搬のトレーラーなど、大型車両が頻繁に往来をしているところでございます。

工事関係者へは、地域住民の生活に影響が出ないように、交通誘導員を車両出入口に配置し、特に歩行者やシニアカーなども含め、工事関係車以外の車両の安全な誘導に細心の注意をさせていただくこと、そして工事関係ドライバーに対しては、徐行運転及び段差通過時の配慮などをお願いをしているところでございます。

本年10月16日に伏之前の集落長様より、旧空港前町道の工事車両通行に伴う改善要望があったところです。

内容につきましては、旧空港駐車場入り口付近の側溝の蓋を敷設出来ないかという要望が上がっておりまして、当該箇所を調査したところ、側溝の構造自体がもう蓋のかからない状態、かからないタイプの側溝であったために、蓋をかぶせることが不可能な状態というふうな認識をしたところでございます。

それとあわせまして、旧空港側の樹木の枝が約1m前後、道路のほうにせり出している状況でもあり、これに関しては工事用車両の通行も支障をきたしていたのではないかと思います。樹木の伐採を行うことで走路の確保というものは出来たのではないかなと思います。10月20日に伐採作業を終えまして、有効幅員の確保を図ったところでございます。

現在馬毛島関連工事によりまして、大型車両の通行が大変多くなっておりますが、その工事期間に重ねて町が歩道設置工事などを行いますと、ますます通行に支障をきたす恐れもあります。

旧空港での馬毛島関連工事完了後にこの路線の交通量の状況により、歩道などを設置するのかを判断する必要があるのかなというふうに思うところでございます。

また、街路灯や区画線につきましては他の路線との兼ね合いもございますので、検討させていただきたいと思っております。

再編交付金による区画線やというようなお話もございましたが、これにつきましては、機能向上を図れるものとして該当するのかどうかということに関しても、防衛省との協議が必要な分野になるのかなというふうに思います。

そういう意味では地域住民の生活、これを脅かすようなことがあってはならないわけでございますので、徹底して議員の今のような御発言もあったということをお交省、西之表港湾事務所並びに防衛省、種子島連絡所のほうに、しっかりお伝えして、安全対策をしっかりとっていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 10月16日に、伏之前的集落長さんから側溝の蓋の要望がありましたと、よく聞き取れませんでしたけれども結果、改修されたんですか、側溝の蓋が。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 側溝の蓋をかぶせる手配が出来ないかということで、現場を見に行かせたところ、側溝がかかるベースがない側溝ということで、蓋版をかぶせるという形はとれなかったということでございましたので、一応その方向から出ている樹木等が約1mほど出ておりましたので、見通しも含めて、とりあえず安全確保ということで、そこを伐採終了して、集落長さんにもその旨を説明して立ち会っていただいているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 先ほど町長の答弁の中で、この道路の歩道設置等については、今やってる馬毛島関連のブロック製作工事等々に支障が出るということでありましたけれども、今のもう一つの町長の話の中では、今の工事が完了してから、交通量等々によって判断をしていくという答弁でありましたけれども、地元の方は、非常に困っておられるんですね。

住民の方々の御意見ですけどね、このように地域が変貌して、日常がない。安心安全の範疇から逸脱してしまった心境がありますと、地域の皆さんは、今の現状を、皆さん人のいい方ばかりで、遠慮されているんですね。この環境を受け入れるしかない。我慢を強いられている状況であるという状況もあります。

もう一つ、ある女性の方は、土日は工事が休みになるから緊張が解けてほっとするとその胸の内を明らかにされました。

まさにですね前線に向き合っている、こういう状況ではないかと思っております。これは、地元の皆さんの声ですので、この実情、町長どう感じられますか、お

願います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 確かにこれまで旧空港が全く使用出来ない状況、使用されない状況の中で、今このように大型車両が出入りする、平日は朝から夕方まで工事の音もする、そういった話も伺っております。

そしてまた確かに静かな環境の中、空港が閉鎖になってからは、飛行機の音もしない、車の往来も少ないという中で、また変化が出てきたのだろうというふうに思います。

しかし、それに関しましては短期間で馬毛島の工事を完了していただくためにも、我々も精いっぱい町民の皆様の声を受けての対応はしていきたいというふうには思っておりますが、方向性を考えたときに、先ほど申し上げましたように、道路の改良、もしくは歩道の設置というものを、今すべきなのかどうなのかということも含めて、できれば、本当に安全に通れるような監視員の誘導、そういったものを配置してもらい、それが最優先に行われるべきものではないかというふうに思うところです。

道路に関しましては、当然、原之里線の終点までの路線、原之里線に近い部分に関しましては道路の状態があまりよくない状態であるということも認識をしております。

これに関しては、もし道路改良するのであれば、工期を相当持った中で対応していくべきものでもあるのだろうというふうに感じるところです。

ですので、確かに、我慢を強いているというのは、もう確かに我々も申し訳なく思うところもあります。

ですので、そういったハードの面でいきなり、じゃあ次年度から令和6年度には改良して済ませますっていう状況にはならない理由というのが県道とのすり合わせであったり、実際効果的な道路をつくっていくためには、やはり計画も必要なのだろうと思いますので、現時点でそれを改良していきますとか、そういったことまでは言及出来ないというのが現状でございます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） これもまた地元の方の御意見ですけれどもね、事業者によって、車両と歩行者の通行制限は行われているというのが現状です。

実際そういうふうに随時やっておられますけれども、逆に考えますとね、地元住民の自由な行動が制限されている、実際に地元の方がおっしゃるのは、散歩に出るのにも制限がかかる感じがして外に出にくいと話しておられます。結局、閉じこもってしまう、そういう現状もあつたりするんですね。

歩道があれば、それなりに通行ができる、そういうのは考えられると思います。ですから、今町長がおっしゃる工事関係のことはよく分かります。理解も出来ますけれども、こういうふうにして縛られている、そういう状況がございますので、そこを何とか改善をしていく、そういう思いでやっていただければと思います。

工事をするにも、調査設計から入らないといけませんので、時間的なものも

あるとは思いますが。

ですけれども、やはり県道から原之里の公民館までのこの路線について、よく見直していただいでですね、計画をするなり、もしかすれば改良の計画があるかもしれませんけれども、この周辺は、将来に向けて住宅の建設等々があるのかどうか、そういうのもベースになってくるとは思うんですけれども、ここで今暮らしておられる皆さんは、非常に困っておられる。

そこを何とか行政が手を差し伸べてあげる、そういうところが必要ではないかというふうに思っているところです。

工事をやろうと思えば、来年から着工しても、来年調査設計、あと用地買収がありますよね。そういうのも含めると、時間がかかってしまうんですけれども、やはり前向きにこのことについては考えていただきたいというふうに思います。

それと例えば、工事が先送りになってしまうということになった場合、現状の路側帯の区画線とかですね、あとは車が走るための学童注意とか、そういうもの、あと区画線の内側に施すグリーンラインとかですね、横町にはブルーラインをつけてる箇所がありますけれども、そういうものの施し方、こういうものは、やってもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、路線的に短い区間ですから、再編交付金を使うというわけにはいかないと思いますけれども、これについてどうですか、単独でやるとか、そういうことについては、町長どうお考えでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 区画線等については、工事の状況等も鑑みながら、できるところはするべきとは思いますが。

当然工事が、今議員おっしゃるように時間もかかります、予算立てもしていかないとはいけません。そういった中で協議も必要になってきますし、当然買収用地、いろんなものというのは、1、2年でできるものではないというのは、当然議員御存じだと思います。

ましてや、特にあの道路を立派なものにしようと思えば、伏之前公民館のある県道、あの付近からの改良、そういったものも当然必要になってきますので、県の予算、そういったものも含めて要望していかないといけないところがございますので、主要道路という考え方をすれば、早期に着工すべき部分もあるかもしれませんし、まだまだほかにも影響が出ている場所もやはり、いろんなことがあるのだろうというふうに思っています。

ですので、区画線等の対応というのは、今作業に入っておられる業者さん含め、西之表港湾事務所並びに防衛省種子島連絡所、そこと協議をして進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 町長が冒頭に申しました工事が終わるタイミング、町長は旧種子島空港での工事については、いつまでかかる、大体ですね、アバウトでいいんですが、私は現場の工事看板から、長いもので令和9年と申し上げまし

たけれども、町長は、ブロック製作工事はいつ頃までかかるかという見通しがございましたらお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） あくまでも公式な発表とか、そういったものではないんですが、4年間で工事を終わらせるというのは当初から防衛省が説明をしているところでございます。

当然のことながら私どももよくよく考えますと、港湾工事にあっては、馬毛島の岸壁、これができ上がったにしても、波止め消波ブロック、いわゆる沖堤なり何なりっていうのは、その後も続くのだろうというふうに私も思っていました。

連絡所との打合せの中で4年で済ませますと、ですから残り3年で終わらせますと、いやいや沖堤とかそういったところに、大型な大きなテトラポットとかも設置するんじゃないんですかという話をしたら、それは馬毛島で製作しますということでした。

ですのでおおむね4年間、残り3年間で終わらせるということは、今はその線で動いておりますということを断言されましたので、早期に今の状態を解決するように努力をしてくださいというお願いをしたところでございます。

私の、これは想定ではなくて、そのような計画でおるといようなことを防衛省さんからお聞きしたところです。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 自分の見立てとしましてはですね、これまでの情報ですけども、工事が遅れてきているという情報もお聞きしてるんですが、そういう中で、やはり工期どおりにいかない。

やはり馬毛島の現場は、時化もあったりして、それなりに海の仕事はうまくいってないのかなと思ったりもしてるんですけども、できるだけ早い時期に工事が完了して、伏之前地域の特に空港前の地域の皆さんが、平穩にできるのが来るのを願うわけですけども、今ラインの話とかしましたけれども、これは単独事業でできる分野だと思うんですが、町道の分についてはですね、そこまで防衛省まで協議をせないかんとですか。お伺いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 一応道路になりますとまず公安委員会、警察との協議も必要になってきますし、センターラインの問題につきましても協議が必要になってくるんだろうというふうに思っています。

町単独でやるにしても、それは必要な部分ですので、あと工事関係車両、そこに対しての、どのようなラインを引けばいいのかとか、そういったことも当然検討しないといけないのだろうというふうに思います。

当然歩行者優先でラインを引くので、工事関係者は関係ないからというわけにもいけない部分もあろうかと思っておりますので、そこら辺は、そこまで協議しないといけないんだろうかではなくて、そういったところは協議が必要なんだろうというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） ぜひですね、1つでも町のほうで地元に対して協力できる
ところは、協力していくというそういう形で、また、町民をしっかりとサポートし
ていく、そういう意味でも、できる限りのことをしていただきたいと、そうい
うふうに思っています。

ですので、今私が話したラインの問題以外でもですね、地元の実情を十分理
解してあげて、万全の対策を講じていただくようお願いをいたしておきます。

それと、もう何度も言いますが、空港での工事が終息したときにはですね、
するというのが分かるのは、早い段階には分かるでしょうから。そのときは、
しっかり道路の町道側の歩道の件、そういう含めた検討については、着手をし
ていただきたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いをしておきま
す。

次の質問に入らせていただきます。類似質問なんですが、県道 589 号線につ
いて質問をいたします。

県道 589 号線は、生コン車の進入路、ブロック運搬用大型車両の進入、搬出
用として利用されております。

そしてあわせて、ほかの工事関係車両の通行が、現在は常態化しているとい
うようにいうような状況であります。

さきに述べましたように、町道と同様に、国道 58 号線から旧空港入り口に
接続する県道 589 号線、約 270m と推計しておりますけれども、この区間に歩
道、街路灯、区画線を設置する旨、県に要請する必要があると考えておしま
した。

また、今年の 5 月 15 日付けで伏之前的集落長から町長に対して、伏之前集
落からの要望事項とした文書が提出されております。

この要望事項の第 5 の①に、防犯灯が少ないので、増設をお願いします。③
に、歩行者の安全確保のために、県道 589 号線に可能な範囲で歩道の設置をお
願いしますと記載されております。

これも踏まえて、県への要請について、改めて町長の答弁をお願いいたしま
す。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この件につきましては県のほうに、その要望書が上がっ
てきた時点で要望はしているところがございますし、また今日、議員からの一
般質問の中での、町民の声ということで、再度、再度といたしますか、何度も何
度も伝えていきたいというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 集落長さんは、遠慮されて、可能な範囲で歩道設置をとの
要望でありましたけれども、結局、このことについては、鹿児島県も承知して
いるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この工事が始まる前から、私伏之前的急な道路っていう

のは、どうにかならないかという要望をしておりますし、それからまたこの工事が始まったことによる影響、それを低減するためにも何とか出来ないかというような話もしているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） そこでですね、この5月15日の集落長さんの要望書等について、町からの回答ですけれども、旧種子島空港前の県道については、整備事業に関連し、大型の工事関係車両も多く通行することが想定されています。

また、この道路は、児童生徒の通学路であることから、安全の確保は特に重要であると思われまますので、徹底した安全確保を事業者である国や受注事業者に、厳に求めますと記されているわけですね。

これには鹿児島県に要請したとか、そういうものがないというふうに見てらるんですが、集落長さんは、具体的に歩道の設置を要望しているわけですよ。これでは答えにはなっていないんじゃないかというふうに私は思ってたんですけれども、県に要請して県と協議しているということであれば、その旨も記載して知らせるのが筋じゃないかというふうに思うんですよね。

この文書では、国など、現場サイドにスライドさせてですね、これで終わってる。これでは納得がいかないというふうに思うところです。

ですから、そういうところは具体的要望に対しては、具体的な回答、町民に寄り添った、そういう回答が求められるというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 県道の改修につきましては、当然工事着工後、改良ができるものではないということでございますので、県としてもどういうふうな進め方をしていくかということ、やはりもう事業者に対して、そういうような安全対策の対応をお願いしていくのが優先的だろうというようなことでございますので、その問題に対する回答としては、そういう事業者に対しての安全対策の徹底ということで、依頼をしていくということが大前提にするべきことなんだろうというようなことで、改良工事、歩道設置等については、今のところ言及出来ない部分もあるということでございますので、それを回答には載せていないといいますか、結論として出てきておりませんので、そういう要望としては上げておりますが、県がどう対応するとか、そういうことではなく、県としてはもう現状の道路を使いながら安全に、町民の不安を払拭するように誘導とか、そういったことをしっかりやってもらいましょうというようなことに達したところでありまして、それが業者にスライドしてとかそういうことではないというふうに自分は認識しております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 町長の言うことではですね、地元の方は、そういう中種子町が、鹿児島県とのやりとりがあって、現状の回収云々が、今今できるものでもないし、そういう事情、現状ですね、そういうものを、やはり地元に知らせていただいたのかというふうに、私はそういうふうに聞いてるんですが、現場

サイドにスライドさせて終わってるという私の表現ですけどね、ここでやはり集落長さんも分かるように、また、文書の中に入れ込めないときには、集落長さんは集落を代表して、文書もまとめて町に要望書等出されたわけですから、そういうところへの配慮をしっかりと部落の代表の集落長さんにも話をして、あとは、集落の皆さんに周知してくださいというような形とか、そういうふうな対応そういうものが必要ではないかというところですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この文章に対する回答というところでは、そういったところで足りない部分があったのであれば、当然のことながら我々の配慮が足りなかったということでございますので、集落の皆様にはその旨お詫びを申し上げますが、実質、先ほど来話がありますように町民の安心安全ということは最優先されるべきというのは十分我々も認識をしております。

その中でそういう現状での混乱を招かないような対策っていうのは我々もそれぞれに考えて、先ほど話をさせていただいたような伐採をしたりとか、そういったことで対応もしておりますし、集落長さんも、時々、ほかのちょっとしたことで、庁舎のほうに結構出向いていただいておりますので、一つ一つ改善をしたり、解決をしたりとかいうような工夫は図っているところであります。

そういった点ではまた今度集落長さんのほうにもその旨を説明をさせていただいて、周知を図っていただくようお願いをしようかと思っております。

集落長さんも本当に議員おっしゃるような安心安全に関する問題という点では、町民、集落の皆さんの声を、一つ一つ我々のほうにフィードバックをさせていただいておりますし、大変な御苦勞をなさっておられるところでございますので、我々も丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） そうですね、今町長おっしゃいましたように、しっかりとやはり今、最前線にいらっしゃる空港周辺の方々、その代表者である伏之前の集落長さん、しっかりと情報を共有し、やっぱり寄り添った形の行政の対応、それをお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

次に町が管理する主要道路の安全対策について、これについて質問させていただきます。

町が管理する主要道路の安全対策についてでございますが、元来、道路は自動車や歩行者、自転車等の基本的な通行機能をはじめ、沿道施設への出入り、自動車や歩行者の滞留等の交通機能のほかに市町の形成、防災、環境、ライフラインの収容空間、こういう機能を持っているとされているところでありますけれども、本町の主要道路は、1級町道から2級、その他町道や基幹農道として農免農道、一般農道など、こういうふうに区分されると思っております。

この主要道路で新設改良路線は別として、建設されてから、経年劣化が進んでいる路線では、自動車の走行などに目安となる区画線、センターラインなどの消耗が著しい路線が多く目立っております。

また道路の盛土区間では、路帯の自然沈下によって、表層のクラック減少な

どが発生して、車両等の走行低下や事故を誘発する可能性があると思われる箇所が散見されているところでもあります。

さらに指定通学路やスクールバス運行路線にあっても、区画線やセンターラインの消滅、そしてカーブミラーの欠落など、またこれに加えて、1番厄介なんですが、樹木等のたれ下がりによる走行妨害箇所、これが多いことから、走行車両等の安全性を確保する対策が必要であると思っております。

もちろん町といたしましては、担当部局において、限られた予算の中で優先順位を定め、随意、維持管理等を講じておられることは承知しているところでもあります。

ですが、路線数が多いことから、一時に全域をカバーするには限界があると、こういうふうに思慮しているところでもあります。

そこでなんですが、内閣府の交通安全対策基本法第1条においては、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与するとされております。

令和3年から令和7年度を計画期間とする第11次交通安全基本計画、これの目標は、世界一安全な道路交通を目指すとしてされております。

そして同法の29条から37条には、交通環境の整備、そして車両等の安全性の確保など9つの施策が規定されております。

そしてそのあとの38条に、地方公共団体は、国の施策に準ずる施策を講ずると明記されているところでもあります。

このことについては、交通環境の整備を市町村がしっかりしなさいよということだと思えます。

このような国の背景ですね、本町の主要道路の交通環境の整備などについて、調査点検などのこの調査の事業化を始め、改善計画の策定、そして改善事業を実施に結びつけていく、こういう一連の流れになるんですけども、これを再三申しておりますけれども、再編特措法の交通の発達、改善に関する事業、こういうものを活用してですね、町内全域に調査計画をできるように、全部が無理でも、特に通学道路とか、あとスクールバスの路線、こういうものは優先順位第1位として、そういう調査計画から実施までの全体計画を組むようなこと、こういうものをやっていく。そして、町全体の交通の安全確保に対する対策を講じるようにということ町長に提案しますけれども、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 提案としてはありがたく受け止めたいと思えます。

幹線道路であったりとか、スクールゾーン、スクールバスの運行経路というものに関しては、随時点検をしながら、維持修繕、また街路樹等の枝が出ているもの等について伐採を行っているところですが、町道に関しましては、当然交通の支障が出るような補修が必要な部分もありますので、年次的に計画をしながら対応していきたいというふうに思います。

ただちょっと今急激に、やはりその各集落や校区で行っていただいた清掃作

業等もなかなか人手不足という中でやってきておりますので、計画的に外部業者さんへ発注したりとかいうのも計画しながら、基本的に利用頻度の高い道路の整備などは、高枝の伐採なども含めて、通常の作業がやりにくい部分とかいうのもありますので、そういったのも視野に入れて検討する必要性はあるというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 今言われる町長の話は分かりましたけれども、再編交付金事業を使って、町内全体のこの道路の改善、私が当初に申しあげました困っていること、そういうところについて、特措法の再編交付金事業を活用してやる、やっていこうとかという、そういうところは切り込みは出来ないものですか、どうぞ。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この再編交付金自体が、やはり防衛省との協議が必要になってくる問題でもありますし、当然事前にある程度の計画を持って、計画の提出を行ったうえで、承認がもらえるというような、交付が決定するというようなこととなりますので、それ再編交付金でやりますっていうのは今現時点では言えないというのは当然議員分かりますと思いますので、そういったところも視野に入れながら、どっちが使い勝手がよくどっちが効果的なのかというような財政の持ち出し方というのも考えながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） ということは、今私が申しあげた、この改善対策っていうことは、やっていこうという意思があるというふうに私はそういうふうに感じましたけれども、それでよろしいんですか。

あと再編交付金については、それは防衛省との協議が必要でしょうから、ですけれども、やはり他市町の計画状況も情報も入れながらですね、道路整備事業も結構西之表市も結構やっておりますし、農道整備事業も西之表市はやっております。

そういうのも参考にしながら、取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この農道整備に関しては、議員も現職時代に、中種子が1番先陣を切って隔々まで舗装ができて上がっているというのは御存じだと思います。なので当然狭隘な部分に関しては、サトウキビ増産対策事業とかいろんなものを使いながら、作業がしやすいような環境づくりというのを、議員が現職のときに計画をしてやってきております。

それは引き続きそういったことは対応していくことだろうというふうに思います。

あとは、町道の整備に関しては、再編交付金を充てて計画というよりも、とりあえず今急いでやらないといけない部分もあります。

ですので当然全体的な計画というのにも必要になってきますが、全体的な計画を立てる前に、高枝の伐採だったり、オーバーレイだったり、そういったものも必要になってくるということは当然議員分かりますと思います。

ですので、そこら辺を精査しながら、優先順位をつけて行っていきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） いつも町長は私にあなた分かるでしょうって言うんですけどね。そういう中で最後に、最後に、スクールバスのドライバーさんの話。樹木の垂れ枝、これを避けようとして、センターラインに寄った際に、対向車と事故を起こしそうになったことが何回もあるそうです。

ドライバーさんの会社かどうか分かりませんが、その人の話でした。会社かどうか確認がとれなかったんですけども、役場にも話はしてるんだが、なかなか改善がなされていないというところでした。

ですので今、町長の答弁にもありましたように、しっかりと現場の再点検をしていただいて、特に、スクールバスの走る路線、これ町道で、町長が管理者になっているわけですから、そういうバス運行上、危ないと思われる部分についてはですね、早急に調査をしていただいて、その道の状態の改善については、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 通行に支障があった場合、それを見かけた、点検のうちに見受けた場合、そしてまたスクールバスの運行事業者等からの連絡などもございます。それによって速やかに支障箇所の解消には努めているところでございます。

樹木でございますので、風が吹いて倒れたりとかそういったところで瞬間的にというのもあるかもしれませんが、可能な限りそういった情報も提供いただきながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 可能な限りやっていただくということですので、これ所管は教育長のサイドですけども、町長はそのようにおっしゃってるので安心してください。

やはり私今回は交通安全のことについて、質問させていただきましたけれども、やはり人命第一、そういうところに視点を置いて、しっかりと道路行政をやっていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。終わります。

○議長（迫田秀三君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日13日は午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後02時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

1 2 月 1 3 日

令和5年第4回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月13日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 認定第1号 令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第2号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第3号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第4号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第5号 令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について
- 第8 議案第38号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第39号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第41号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第42号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第43号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第44号 町長等の給与の特例に関する条例
- 第15 議案第45号 コンバイン購入契約について
- 第16 議案第46号 ホイールローダ購入契約について
- 第17 議案第47号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第6号）
- 第18 議案第48号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第49号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第50号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第51号 令和5年度中種子町水道事業会計（第2号）

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 大町田 勇 希 君

2番 梶 原 哲 朗 君

3番	秋田澄徳君	4番	池山喜一郎君
5番	橋口渉君	6番	永濱一則君
7番	池山朝生君	8番	濱脇重樹君
9番	日高和典君	10番	戸田和代さん
11番	浦邊和昭君	12番	迫田秀三君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田渕川寿広君	副町長	阿世知文秋君
総務課長	上田勝博君	町民課長	徳永和久君
地域福祉課長	森山豊君	農林水産課長	園田俊一君
建設課長	黒木聡君	会計管理者兼 会計課長	南奈津紀さん
企画課長	鮫島司君	デジタル推進課長	中村広道君
自衛隊対策室長	遠藤淳一郎君	税務課長	日高隆雄君
水道課長	牧瀬善美君	保育所長	浦口吉平君
空港管理事務所長	柳田勝志君	行政係長	牧瀬亮君
財政係長	東郷伸也君	教育長	北之園千春君
教育総務課長	横手幸徳君	社会教育課長	春田功君
学校教育課長	皆倉健二君	給食センター所長	野平清吾君
選挙管理 事務局長	岩本郁美さん	農委事務局長	石堂晃一君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榎元卓郎君	議事係長	稲子隆浩君
--------	-------	------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番池山喜一郎君、5番橋口渉君を指名します。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（迫田秀三君） 一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可いたします。

初めに、1番大町田勇希君に発言を許可します。

〔1番 大町田勇希君 登壇〕

○1番（大町田勇希君） おはようございます。

議長の許可を受けましたので、発言をさせていただきます。1番、大町田勇希でございます。

本日は、一般質問通告書に従いまして、大きく3項質問させていただきます。一般質問の前にですね、1つ、この一般質問に関連する話なんですけど、話をしたいと思います。

皆さん、ペイ・フォワードという映画、御存じでしょうか。この映画は2000年にアメリカで作成され公開された映画です。

この映画の内容としては、母がアル中で、お父さんがDV、家庭内暴力を振るうような環境の中で育った少年が、とある社会科の授業で、もし君たちが世界を変えたいと思ったら何をするか、何を行動するのかという課題を出されました。この課題に対して、その少年は、ペイ・フォワードという手段を使って、社会をよくしようとしました。

このペイ・フォワードっていう意味なんですけど、これ直訳すると英語で、前に払うといったような言葉です。意味としては、組織や社会に所属する一人一人の人間が、互いに無償のボランティアを提供し合い、優しい関係性を表現する言い回しとなっています。

よく日本の中では恩返しなどという言葉がありますが、これはまさに、ちょっと違って、恩を送るということをしようと。それで、社会をよくしようと考えた少年がいました。

ただ、それだけでは、一過性のものにすぎないと。そこで、新たに考えたのが、昔日本で不幸の手紙というものが流行ったのは御存じですか。この手紙を受け取ったら、5人に回さないと、自分に不幸が起ると。

まさにその逆のことをしたんです。

よい行いを3人にしてですね、その行いを、またさらに3人の人に広げていってと、これが繰り返されることによって、善意の輪が広がるといったものです。

ここでやはり、私たち議員も、行政職員の方々、町民も、皆さんそうなんですけど、何か見返りを求めるのではなく、善意として、未来を社会をよくする。こういった考え方で、物事を進めていかなければならないと思った次第であります。

またこの作中の中で、社会科の先生が面白いことを言っていて、やはり中学1年生の子たちに、その話をしたんですけど、やはりみんな無理だとか、難しいとか、そんなできっこないってことがあります。ただその言葉の中に、可能だという言葉が出てこない。

可能というのは一体どこにあるのか。それは君たちの頭の中にあると。不可能を可能にできるのは君たち次第だという言葉が言っておられました。

すごくこれ私共感してですね、不可能を可能に変えるというのはなかなか難しいです。

ですが、より可能に近づける、そういった努力をするのは非常に重要だと思いました。すみません、前置きが長くなりましたけど、一般質問について質問させていただきます。

まず1つ目、奨学金制度について質問をさせていただきます。

現在中種子町が独自に導入している奨学金制度、この制度の現行の仕様について伺います。

以後の質問は質問席から行います。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） おはようございます。

現在、本町が独自に導入している奨学金制度についての仕様についてお答えいたします。

現在の奨学金制度については、有用な人材の育成に資するため、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって、就学を困難とする者に対し、学資を貸し付ける義務を円滑かつ効率的に行うため、奨学資金貸付基金を設置しております。基金の額は1,000万円でございます。

奨学資金の貸与を受けられるものは、町内に居住する者の子弟で、学資に乏しく、学業及び性行が優良であることが条件となっており、奨学生の選考基準として、高校予約、高校在学の場合、全履修教科の評定が平均2.5以上、また、大学予約の場合は、全履修教科の評定が平均3.0以上となっております。

さらに、世帯の人数により、所得制限等も設けております。

奨学資金の貸与額は、大学及び専門学校に在学する者については月額4万円以内、高等学校に在学し自宅通学する者は月額1万2千円以内、自宅通学以外のものについては、月額2万5千円以内となっております。

貸与期間は1年で、毎年度更新となっており、奨学生は、教育委員会の推薦

により、町長が決定するというようになっております。

奨学資金の返還は、奨学生が学校を卒業した翌々月から起算して1年後から奨学資金の貸与を受けた倍の年数の間に、その全額を月賦または年賦で返還することになっております。

また、奨学生であったものが、疾病等の理由により返還が困難になった場合や最終学校を卒業した後、返還の期間内に本町に住民登録し、引き続き町内に居住し、島内に就業しているときは返還を猶予します。

さらに引き続き、5年間町内に居住し、島内に就業した場合や奨学生が医学生の場合は、大学卒業後2年以内に免許を取得し、臨床研修終了後に返還開始月から返還完了月の間に、町内の診療所や種子島公立病院に勤務した場合は、返還金を免除することになっております。

令和5年度の奨学金の貸付実績につきましては、令和4年度からの継続が8名、新規が4名となっており、高校が1名、4年制大学が7名、専門学校が4名となっております。

また、現在返済中の方が6名、令和6年度から返済が始まる方が7名、町内に居住し、島内で就業などをして返還の猶予を行っている方が2名となっております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中に、経済的理由によって就学を困難とする者というのがありました。恐らくこれについては、両親、保護者の経済的ところが困難、どうしても収入が低くて学校に出せない、そういったことを恐らく指しているのかなと思います。

これ奨学金自体の借入れ、これ奨学生、債務者といいますか、奨学生というんでしょうか。これは、一体誰になるんでしょうか、保護者の方でしょうか、もしくはそれを借りた学生になるんでしょうか。

お願いします。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 奨学金の債務者につきましては、学生本人となっております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 借りた本人が恐らく返すということなんだと思います。

ただこれ、よくよく考えてみると、返すのは本人なのに、なぜ親の所得制限がかかるのかってところ、すみませんちょっと前段階の話を言い忘れたのですが、恐らくこれ所得制限、奨学金制度自体にあると思うんですけど、それ今、現行において所得制限がいくらになってるのか、教えてください。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） お待たせしました。

世帯の人数によって変わりますが、収入基準額というものを一応設定してお

りまして、子どもさんがお1人、親御さんがお1人という場合には、178万円以下というふうに設定しております。それからあと1人増えますと、282万円というふうに、世帯人数によって変わってくるという仕組みになっております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今ちょっと話を飛ばしてしまったんですけど、こういった所得制限があつてなかなか恐らく借りることが出来ない方もいるのかなと思っております。

先ほどの話ちょっと戻るんですけど、これそもそも論、借りるのは奨学生、学生さんなのに、なぜその親の所得制限を設けるのか、理由等ありましたら教えてください。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 経済的な理由で大学に行くのを断念しなきゃいけない、そういったことでございますので、それが1番基本の奨学金のスタートですから、親の収入、そういったものは大事な要素になってまいります。

そこで、親の収入を見まして、これは進学が困難だからこの人には貸しましょうというふうな基本的にはそういう流れになっております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ありがとうございます。

前提事項として、どうしても行きたくても行けないといったところが前提事項になってくるのかなと今の答弁で思いました。

ここの、さらに、現在の制度設計上、大学であれば4万円が上限となっておりますが、もともとこれ4万円という、ちょっと少ないんじゃないのかなと私自身思つてまして、これもともと4万円という金額を換算した根拠というか、そういったものがあれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 大学等へ進学した場合は、学費、生活費などを合わせまして、15万円から20万円程度は必要であろうと考えてはおりますが、現行4万円なんですけれども、4年間借りた場合、192万円となり、借りた期間の倍の年数8年間で、返還するときには、月2万円の返還となります。月2万円の返還額が、新卒者が生活していくうえでは、ぎりぎりの金額ではないかなと考えております。

4万円の根拠というのは、当時の資料がなく、不明でございます。どういう積算をしたかというのは不明でございますが、平成29年に条例の改正を行った際に、西之表市とか南種子町とかの資料もいただきまして確認しておるところでございますが、現在、島内の市町は大学等に進学した場合、奨学金は4万円同額で推移しているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。先ほどの答弁で大体換算した理由というのは分かりました。

次の質問に移ります。

これ町長に伺いたいんですけど、現在のこの奨学金制度の制度設計として今、改善すべき点はないのか町長の見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

今ただいま教育長のほうから説明があったところでございますが、少子高齢化という中で、日本の各産業分野含めて、役場も含めて、公的機関も含めて、人材不足でございます。

その中で、先般も役場の採用試験を受けてくれというお願いに、県内の高校、大学を訪問して、お願いをしてきたところでございます。

特に大学にあっては、専門分野、農業系、また、看護、医療系、そういったところも訪問させていただきましたが、やはりこの奨学金というのがすごくネックになっているという話を伺いました。

そういった中で、現在の奨学金制度につきましては、現行制度での利用者もおりますが、当該の学校に通学する場合には、自宅からの通学も出来ず、授業料に加え、家賃などの生活費など保護者の経済的負担、これも離島ではない地域、本土に比べますと大変大きいものだろうというふうに認識しております。

またこれまでの制度自体、今説明があったような今本町で行っている制度、これは維持しつつも、新たな奨学金制度も必要ではないかと強く感じているところでございます。

県内市町村長さんともそういった話をする機会もございますので、話を伺いますと、県内の金融機関と連携して、5つぐらいの市町村が給付型の奨学金制度を行っております。本町でも導入出来ないかということで、もう既に検討を始めております。

また、この制度は通常より金利を優遇した制度で、住民限定の奨学ローンとなっており、在学中は利息のみを払い、卒業後10年以内にUターンした場合は、Uターン後10年間にわたって、元金支払分も自治体が補填する制度などもありますので、そういったことも視野に入れながら、検討する必要がある。

ただ、現行の制度は現行の制度として維持する必要があるというふうには認識しております。

また本町でも保護者の負担軽減であったり、次代を担う子どもたちが、中種子町に愛着を持って、将来、中種子町で活躍する人材、こういったものを育成すること、そしてまたUターンなどの推進を目的に、この給付型の奨学金制度について、関係機関としっかり検討しながら、前に進めてまいりたいというふうに思っておりますし、国も最近、大学や高等教育の無償化なども政策を打ち出しており、この国の状況もにらみながら、我々もしっかり対応して検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

今の答弁の中で、ある程度何かしら検討して改善の必要性があるのかなと今、

ちょっとそういう受け取りをしました。

それで1つ、これちょっと提案であります。今現状、上限4万円となっているところをもう少し上げてもいいのじゃないかと。

今現行、大体、学生ひとり暮らしにかかるお金、先ほど15万円から20万円と話がありました。これ4万円、仮に奨学金で補填されたとしても、仮に、生活が15万するなら11万円かかります。その11万円とは別に、またさらに学費、普通の国公立大学であれば年間約60万円ぐらいはかかる。

なので、月に大体5万円は最低でもかかると考えると、間違いなく20万円ぐらいは、生活の中で必要になってくるのかなと思います。

そういったものを加味しまして、これを倍の8万円ぐらまで引上げてもいいのではないかと、これちょっと私、自分独自に算定をしまして、今鹿児島県内のパート・アルバイト、派遣社員の平均受給、これが大体1,000円から1,500円となっております。中央値で考えると大体1,200円ぐらかなと。

これを加味して、大体月80時間、パート・アルバイトすれば、大体10万円前後の収入が得られるとなります。

それでプラス奨学金の8万円とすれば、1人で何とか暮らして、学費も払いながらですね、生活ができるのではないかと考えるんですけど、またこの上限のところ、誰にでも渡していいというわけではなくて、やはりその学校での成績、こういったものも加味しながら、そういったどうしても勉強したくても出来ない学生、こういった学生を、未来をつくっていくために、こういった上限を変えろという改善、どうでしょうかね町長。もしも可能であればということですね。財源等もありますので、なかなか難しいと思うんですけど、こういった前向きなところで、町長、検討していただけないでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 物価上昇であつたりする中で、一定の金額を保持したままで変動して動いていくというのはちょっと難しいところもあるのかなというのとは十分理解出来ます。

また、この奨学金に頼らない家庭っていうのは先ほど教育長からもあつたように、収入、所得制限というようなところになっているんだろうなというふうには思います。

ですが、先ほど来申し上げておりますように、人材不足、人材確保の観点からUターン、そしてまた就学後に島内での勤務、中種子町に在住、そういったような条件をクリアしていけば、奨学金の枠っていうのは広げる必要もあるのだろうという認識はございます。

人件費も上がってきておりますので、各アルバイト先等も。なので、そこら辺とも精査しながら検討する必要があるのだろうというふうに思います。

ちなみに、自分の子どもも東京の大学とかに行きましたが、お金がないから2万送ってくれ、1万送ってくれというような話もありました。ところが、途中で、税理士さんから、扶養に入りませんと、息子さんはというようなことがあつて、何に使ってたんだろうかというようなぐらいの、そういったこともあ

ります。

それは余計な話ですが、そういったところで真に就業目的で頑張ろうという子どもたちが、そういったもので苦しい思いをするというのは、大変なことだと思います。

学業に専念出来ない、アルバイトしてる暇はないという子どもも大切にする必要があるんだろうというふうに思いますので、金額的にどのぐらいというのは、はっきり言えませんが、そういった学びたい子どもたちを助ける、学びたい子どもたちを育てるというのは、町としても、また議員の皆さんも理解いただけるような要素ではないかなというふうに、私は感じたところでございますので、しっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 検討していただけることで、よろしくお願いします。

これもう1つ、この中種子町の奨学金制度で魅力的なところが1つありまして、Uターン、帰ってくると奨学金の元金を自治体のほうで受け持ってくれるというような、今制度になってます。これってまさに今人手不足等々、それこそ役場の中でも、人が足りない、そういった要は、過疎化をなるべく後退させるような要素として、非常に1つの手段としていいんじゃないのかなと。

今、確かにこの現行の制度について、Uターンで帰ってきても公務員については返済義務が発生するというのが、制度設計にあったと思うんですけど、そこも今先ほど来言われている役場の人手不足そういったものの解消の観点から、せめて、中種子町内の公務員、地方公務員ですね、こういったものについては、除外されないような、新たな改善、こういったのもどうでしょうか、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） もう本当にそうしたいのは山々ですし、皆さん方の議員の皆さん方にもお話も伺いながら進めていきたいというふうに考えますが、例えば農協さんも人がいない。役場がそういうのをやったらもう勘弁してくれよみたいな話も実際、現実的にはありますし、また学資ローンを使ってるからうちには要らないよっていうお話も伺ったりもします。

そういったところで、おっしゃるところは十分分かりますので、非常に公務員に関しては、何とも言いがたいところなんですけど、そこら辺を議員の皆さん、町民の皆さんが理解がいただけるものであれば、そういったことも検討する必要性はあるのだろうなというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

なかなか理解を得られられないと制度を変えるのは難しいというところで、そこについては、これから様々、町民の方々等の理解も私たちが声かけながら得て改善ができればと思います。

次の質問に移らせていただきます。次の質問は再編交付金についてです。

今、現状ですと、馬毛島基地、仮称ではあるんですけどこれの建設に伴って、再編交付金、こちらが交付されています。

この再編交付金の要は使用制限、こういう用途には使えないよといったものがあると思うんですけど、そちらを教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 再編交付金の基本的な考え方から、まず御説明をいたしますと、西之表市も中種子町も南種子町も、基本的には馬毛島の基地建設があるからといって、再編交付金が交付される状況ではなかったわけですよ、最初は。

ですが、それを制度改正を行って、再編交付金が交付できる自治体として西之表市、中種子町、南種子町というところで、再編交付金が交付できる自治体というふうに、法でくくっていただいたというところが、まず大きな転機だったんだろうなというふうに考えております。

そういった中で御質問の、その交付金の使用制限というところに入っていきますが、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令に、再編交付金を交付しない事業としては、国が行う事業又は国が経費の一部を負担し、若しくは補助する事業、法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するための必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの。駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないものと規定をされているところでございます。簡単に言いますと、国費や県費が交付されている事業で、事業や法律で町が行わなければいけないと規定されている事業、これは交付金の活用は出来ないというふうになっております。

また、防衛省と計画段階から協議が必要になっておりますが、町民にとって利便性が向上すること、またサービスが向上することなど、現状より機能向上などがしっかり図られることが防衛省からは求められておるところでございます。

併せて再編交付金要綱第4条というのがございまして、これにおいても交付金を充てることが出来ない費用として、市町村の常勤職員の給料及び職員手当等に要する費用、そして個人に対する見舞金その他金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用などが規定されておるところでございます。

また再編交付金事業については、防衛省と協議をすることも求められておりますが、窓口である九州防衛局種子島連絡所において、計画段階から様々な協議、相談にも応じていただいておりますことも申し添えておきます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 御回答ありがとうございます。

今の答弁の中で、直接、個人に対する金品等々の配布は出来ないというような回答だったんですけど、これ恐らくクーポン券だとか、何かの割引券的なものを再編交付金を使用して配ること出来ませんという認識なんですけど、これ恐らく今、中種子町内の町民の方々も勘違いしてる方がいるのかなと。これ、そういった再編交付金を全部クーポン券にして町民全員に配れみたいな、ちょ

つと極端な話ですけど、そういったことも言われます。

やはり、そもそもこの仕組み、条例上ですね、よく防衛省の中で広報するのは、こういうことが出来ます、こういう事業に充てられますっていうことはうたうんですよ。ただ、蓋を開けてみると、出来ない理由が存在します。

そもそも出来ない理由をクリアしないと、その事業に充てられないっていう、恐らく現状があると思うんですけど、まず、それならそれで、何ができるというよりは、まず、こういうことには使えませんというような広報を町でもするのはどうかと思うんですけど、どうですかね、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） おっしゃる意味は十分分かります。

私どもも、町民の皆さまから、そら町長、給食費、そらインフルエンザの注射、そら何、何の改修、そら子どもたちはいい、そら高齢者はいい、おれら頑張ってる、子どもがいない、もう子どもが卒業した我々は何もないのという話も、結構聞きます。

ですので、再編交付金を使えるところには使いましょう。

そしてまた今当然議員の皆様方、本町の財政状況は十分認識されていると思います。

昨日来話をしておりますように、国がコロナであったり、いろんなものに相当予算を配分しましたので、これから先普通交付税、特別交付税等の減少も十分予測しないといけない状況にきているんだろうと思います。当然、起債額も減らし、なおかつ基金を若干増やしていくというようなことも行財政運営の中では必要なことでもあります。

ですが、やはり町民の協力があって、そういった方向に進んできたというのは十分認識しておりますので、満遍なく、あまねく、かつ平等に、何かしら策を打っていく必要があるんだろう。再編交付金で使える分は、そこに充てますが、一般財源から何かそういった措置が出来ないかというようなことも、庁舎内では検討しているところでございます。

ただし、再編交付金が今、当初の計画でありますと、これ反対すると来年度から1円ももらえなくなりますので、それだけは伝えておきますが、協力していきますよっていう体制の中で、再編交付金をいただいておりますので、でもそれは町民の思いがあっていただいておりますから、それは、先ほど申しましたように何とか工夫して、少しは我々も協力してよかったなって思える状態を、全町民が思えるような環境をつくる必要性があるんだろうなというふうに思っています。

再編交付金を子育ていろんなことというような声もございましたが、いろんな設備、公共施設、そういったものの維持等も、とても子どもたち、また社会、生涯学習、そういったものについても、効果的なものなんだろうという判断をしていたりするところです。

ですので、広報っていう点で、これは使えません、あれは使えませんっていうちょっと後ろ向きな広報が、果たして町民の皆さんに喜んでいただけるもの

なのかなのかってというのはちょっと今、言及は出来ないところですが、議員の皆さん今、説明させていただいたとおりでございますので、町民の皆さんには、そのような御説明をしていただくような形をとっていただければ、我々も我々のほうで聞かれた場合は、そういうふうな町民の皆さんに、お返事をさせていただいているところでございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 私たち議員もしっかりと制度を理解して、出来る、出来ないっていったところを広めていくのも重要なのかなと先ほどの答弁で、私も思ったところです。

次の質問なんですけど、再交付金の今後の使用用途についての、現在の方針、恐らく先ほどの答弁でほとんど言ってもらったんですけども、ほかに、つけ足したい内容があれば町長のほうからお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 使用用途というところで駐留軍等の再編の円滑な実施、これに関する特別措置法に公共用の施設の整備、その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を再編関連特別事業と規定しているところでございます。

また、同法施行例では防災に関する事業であったり、住民の生活の安全の向上に関する事業、福祉の増進及び医療の確保に関する事業などの14事業が、再編交付金事業として規定をされているところでございます。

町の最上位計画でございます第6次長期振興計画に掲げられた事業を基本としながらも、そのときの社会経済情勢や町民のニーズを的確にとらえるとともに、貴重な財源として有効にかつ法律の目的に沿った事業を進めていきたいというふうに考えております。

今、交付がされ始めて令和4年、本年度でもう2年目ということになります。様々なことを、庁舎内でも検討しておりますが、この長期振興計画の中にあるもの、もしないもので、それを計画しようという場合はこれの変更もさせていただいたりしながら進めていく必要があるのだろうと思います。

議員の皆様方からの御意見も、ぜひとも昨日もお話をさせていただいたように、町長室なり副町長室なり足を運んでいただいて、大変ですけども、そういった御提案もいただければ、全部できるというわけではないですが、頑張っていきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

なかなか行政として運営していく中で、様々なランニングコストがかかると。そこに今のところ充填をしていって、町債を減らしたりとか恐らくそういう方向性ではあるのかなと思っております。

ただこれって、はっきり言って一過性のものなのかなと。この再編交付金自

体は、もう 10 年で終わってしまいます。なので、この 10 年間の間に何か生産性あるものを、恐らく新たに事業と、町の事業として生み出していくのがいい方向性なのかなとも思っています。

それで、前回議会でも同僚議員のほうが、道の駅をつくらないかというような提案もありました。

この事業自体に再編交付金を使えるかどうかは、ちょっと私もそこまで調べてみないと分からないんですけど、こういった前向きに町民の生活が豊かになるための新たな手、なかなかもうこれから人口も少なくなっていくと思います。

ただその中でも何かしてあがいて、こういった再編交付金事業など、本当普通の自治体だとならない今チャンスが来てるわけです。こういったチャンスを生かして、そういった生産性あるものをつくっていくっていうのは、どうですか町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 大変いい御提案だと思いますが、時期としては今じゃないのかなというふうには感じております。

それは今の馬毛島の作業状況、そういったものを踏まえますと構築物に関しては、ちょっと控えるべき時期なのかなというふうには、新たに建設というものはなのかなというふうには考えております。その中でしっかり検討する必要性があるのかなとは思っています。

ただ、例えば給食費であったり、保育費であったり、いろんな子育て支援に使うお金っていうのが年間 1 億、極端に言えば、ざっと言います、すみません。もう 10 年で 10 億なんです。ということは、これ多分、10 年後 20 年後、誰が首長になっても、これやっぱりお金もらえますというのは絶対言えないと思います。だから、これはやっぱり積むところは積んでいかないと、次の世代が背負っていかないといけない借金を起こしてしまうっていうこともあります。

ですので、そこは慎重に我々も考えていく必要もありますし、あとやっぱりいろんな事業っていうのは、民に頼るところも必要なんだろうというふうに思います。だから民間の活力っていうのをやはり最大限引っ張り出すことも、我々の仕事であり、民間の活力を利用して、町民が豊かになっていくこと、これをサポートするっていうことは、町としてはやっていく仕事なんだろうというふうに考えています。

ですので、道の駅とかも民間の経営共同企業体でつくります、有人国境離島措置を使って、イニシャルコストを抑えます。町として何かそういう物販に関しての助成は出来ないとか、そういったところでの対応、簡単にざっと言いますよ、そういったところでのサポートっていうのは町がしていくところもありなんだろうなというふうには考えております。

○議長（迫田秀三君） 1 番、大町田勇希君。

○1 番（大町田勇希君） ちょっと時間もなくなってきたので、続きは町長室で個別にさせてもらいたいなと思います。

続いての質問です。

このよろーてファイルについてというところなんですけど、そもそもよろーてファイルなんだよっていう、恐らく知らない人のほうが大多数なのかなと。これちょっと私、独自にちょっと調べてみました。

これ実は文科省から、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業といったものがあります。

要は、何かしら障がいを持ったお子さん、これがですね、社会参加まで支援するツールをつくりなさいと、各自治体のほうに呼びかけがあったと。それで、これ実は2017年に一市二町でつくられたものです。

よろーてファイルについての質問なんですけど、今現在、もう10年近く前につくられたもの、これ、今の活用状況どうなってるのか教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現在の活用状況ということでございますが、議員はもう今、よくよく調べてみられたということだったので御存じかと思いますが、結局この支援が必要な子どもさんたちが、例えば学校が変わるとか、小学校から中学校に上がる、保育関係のところから小学校に上がる、小学校から中学校、病院に行く、そういったときに親御さんが1回1回説明をしないといけない苦労があるわけですね。

そしてまた分かりにくい分野であったりするというところで、これをファイルに書いて、それを持っていけば、全てがスムーズにそういう子育てがしやすいんじゃないか、また、支援学校であったり、そういったところと、親、保護者、そこがしっかり連携しやすいところということで、出来たものであると私は認識しておるところでございます。

この学校関係では特に各小中学校の特別支援学級の保護者、ここの皆様へよろーてファイルの利用を希望する方のみでございますが、配布をしているところでございます。

また県立中種子特別支援学校では、よろーてファイルの活用についての学習会、これも実施をしていただいているように伺っております。

また児童発達支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業費や教育保健、医療機関なども連携して、よろーてファイルについての活用の説明、希望する方への配布なども行っているところです。

よろーてファイルの利用、これは個人情報保護の観点からも強制ではなく、保護者の自由でもございますが、関係支援機関の連携を図るうえで大変有効なファイル活用でありますので、その促進というものには、しっかり取り組んでいるところでございます。

配慮の必要な子どもの成長記録、家庭でやってる支援内容などが、過去から現在にかけて情報が整理出来ますので、詳細かつ正確な情報に加え、保護者の監視能力が低下し、またはお亡くなりになったというようなときなど、支援者に対して必要な情報提供が十分に可能になっていくんではないかというようなことがございます。

また保護者や病院、学校、福祉施設などで同じ説明を、先ほども申し上げま

したが、繰り返し行わねばならないということの改善にもつながるということ
でございまして、配慮の必要な子どもの理解、促進につながって、本人の生活
環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援が受けられるよう、
さらに関係機関と連携しながら、このよろ一てファイル、これの利活用促進、
これは周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

長くなりました、すみません。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ちょっと時間もなくなってきたんで、もう次の質
問をさせてもらいます。

2つ目なんですけど、先ほど言われたとおり、一市二町共通のものとして出
来ています。このツールっていうのは、恐らく様々使えるのかなと思ってるん
ですけど、今、現状の問題点等あれば、お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 正直いいシステムなんですけど、まだそのツールをしっか
り有効に使えていないということと、そのファイルに関する理解がまだ深まっ
ていない、保護者の皆さんのほうがまだ利便性と有効性を、まだ感じ取れてて
いない、また使っていないという人もいらっしゃるんで、そこら辺についてはし
っかり取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また大学とかも連携して今調査も進めておるようございまして、その効
果、そういったもの、また、改善するところは改善していくようなことも検討
されるものというふうに思っております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今町長、1個目の質問の答弁の中でもあったんですけど、
未就学児が小学校上がってから中学校上がる時というような移行支援のた
めのツールとしても使えるっていうのを認識してるんですけど、これ私実際に利
用していた保護者さんとかにちょっと話を聞きました。

やっぱりどうしても各項目がなかなか多いんですよ。実際役場のホームペー
ジによろ一てファイルで検索すると出てくるんですけど、これたしか90ペー
ジ以上ある。なかなかボリュームがあるもので、難しい、なかなかなんて言う
んですかね、何のために書いてるのかってのがちょっと分かんなくなってくる
んですよ。

なので、利用者さんとの実際使った人たちとのアンケートなり、どういうこ
とに使えたよというような活用の手引的なものがあればなお一層、そういつ
た、なかなか制限のある、何かしら障がいを持っているお子さんの親御さんに、
いい意味での、前向きな意味での広報ができると思うんです。

なので、どうですか、こういった活用の手引的なものを、これからつくって
いくお考えはどうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほどお話をさせていただいたように鹿児島国際大学と
連携した取り組みで、大学の准教授を中心とした研究課題として島内における

よろ一てファイルの活用実態であったり、課題、今おっしゃるような課題などを調査して、保健体育、教育などの分野で、発達支援に関わる専門職、子育て中の保護者を対象に、相談支援などの効果的なサポートファイルとして作成活用し、地域特性、これにも合った調査研究を進めているというふうにしているところをございまして、調査に着手しているところをございます。

それによってまた、今議員からありましたようなことも改善されていく部分が多いのかと思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今、大学と連携して、もっとこれからいいツールにしていこうという働きはすごいと思います。

実際にこれをつくった、手がけた方にちょっと話を聞いてですね、その中で、地域で伸び伸びと育ていけるまちづくりに貢献できればってということと、就労までを見据えた本人の生き方の助けになればということと言われてました。

まさに、特別な支援を必要とする子どもさん、これってというのは非常に幅広くて、なかなか難しいところがあると思うんですよ。

ただ、これの今現状では、希望される方、もしくは中種子養護学校の生徒さんしか使われていません。

それで、ちょっとなかなか難しいですけど、裾野を広げて、各小学校なりで特別支援学級だったりあります。ここもですね、どうですかね、お声掛けしてみてもどうですか。町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 教育長に答弁させます。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 今お話がありましたように、幼保小連携ということが、最近言われております。

子どもの育てるということは小学校1年生から急に始まるわけではなくて、生まれたその瞬間からですね、それぞれの家庭環境、地域環境、いろいろなものがありまして、小学校入学してくるということをございますので、このよろ一てファイルなどを活用して、そういう情報を継続的に活用していくのは非常に大切なことかと思っておりますので、幼稚園とか保育所とかですね、ちょっと教育委員会としては管轄外になりますけれども、そういったことも壁を乗り越えてですね、うまく連携していくように活用してまいりたいと考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、前向きな答弁ありがとうございます。

これ、今現状紙で書くようになってます。これもちょっと提案なんですけど、これのデジタル化といったものも検討してみてもどうですかね。

お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そういう時代になってきてますので、検討する価値は十

分あると思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。今以上3点の質問させてもらいました。

非常に前向きに検討していただけると、町民の皆様も前向きになってくれると思いますので、ぜひとも今後とも、前向きな検討をよろしくお願いします。

本日の一般質問を終わります、ありがとうございます。

○議長（迫田秀三君） 次は、7番池山朝生君に発言を許可いたします。

〔7番 池山朝生君 登壇〕

○7番（池山朝生君） おはようございます。

議員の一般質問は、町民の生活、暮らしの向上を願い、将来の中種子町に必要な政策とは何か。そのために何を明らかにし、主張しなければならないのか。このことを1番に考えて、町長と議論をやりたいと思います。

通告をしております1点目、役場の職場環境について、早期退職者がいると聞きます。

しかも、経験値のある課長クラスと聞くが、事実か。事実であれば、この実態をどのように受け止めているか、町長にお尋ねをしたいと思います。

2点目以降の質問は、順次質問席にて質問いたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 早期退職者がいるというふうに聞くと。これが事実であるか、事実であればこの実態をどのように受け止めているかという御質問でございます。

議員がおっしゃることは事実です。本人が自らの人生設計の中で判断されたことだというふうに伺っております。

そういった状況でございますので、非常に寂しい思いがありますが、今後の第2の人生、しっかり頑張ってもらえるように応援するべきだなというふうに今は思っているところでございます。

これまでの経験を生かして地域内でのリーダーとしても活躍していただければありがたいというふうに思っているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 事実であるということですが、そうですね、町長なかなか一般論でいうと、一身上の都合、そういったことでは退職者っていうのは、過去にも、これまでも、私も何人か聞いたことがあります。

しかし、今、我々のこの役場庁内で聞こえてくる話、職員からも聞こえてくる話。

これはですね、ゆゆしき問題ですよ。というのは、やはり、職員の皆様は、役場に就職って言いましょうか。公務員試験を受けてやるときには、熱い思いを持って、公僕として務めないかんというような思いで、仕事に就職されたと思うんです。

これまでに、継続 40 数年、40 年、退職が来るまでですね、二十歳からしてもゆうにいました。

今、町長の答弁にあった何人かというところまでは聞きませんが、指を折っても、1人2人じゃないと聞いております。

何かがあるんですよ、問題が。

これはやはり経験値のある課長クラスが、早期退職をするということは、もちろん町民にとっても大きな痛手であります。若い職員にとっても、大きな痛手、どうしてこのようなことが起きてるのかなと、素直に感じますよ。

町長は事実でありますと、事実があるから事実あるんだろうけども、さらりと言ってるけど、この問題は本当にどのように、もう1回聞きますが、受け止めてますか。私は深刻だと思ってますよ。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 深刻であるし、今人材不足の中で、早期退職をなされる方がいらっしゃるといのは、非常に、我々もまた、行政運営の中で、苦しい運営をしないといけない部分もありますが、退職される方がいらっしゃる中に、我々がそういうことを言うわけにもいきませんので、もうさらりと言わざるを得なかったところもございます。

現状としては、様々な問題があるという御意見でございましたが、個人が決める部分でもありますので、当然私どもが退職の理由等を聞くわけにもいきませんので、そういったところで、議員のほうに、何か問題点があって、こうなんだというような、職員の話でもあるのであれば、間接的でも、我々にもお伝えいただければ、我々の課題点、問題点というのも整理しやすいのかなというふうに思います。

ただ、これはあくまでも個人の判断によるところでございます。その理由、そういったものというのを我々が言及するというのは出来ないということをお理解いただきたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） なかなかそうですね。辞められる当人にしても、本当の理由といたしまししょうか、腹はなかなか言えないところもあるのかもしれない。

しかしね、町長。何回も言うように経験値のある人間が、何人かやめていく、早期退職をする。これはね、本当大きな問題ですよ。

行政のトップとして、先ほど議員がそういう個人的にいろんな話を聞かれてるのであれば、間接的にもという、今答弁もありましたけども、話もありましたけども、これねえ。なかなかなんですよ。なかなか、分かりますか、なかなか。

私に相談をするというのは、どこまで100%言ってるか分かりませんが、本当に腹を割って話をしたとしても、だからといって町長あなたに、町長に実はこうこうなんだというようなことを私はできるかな。私は、そうか何とか頑張ってくれないかと本人には言っても、町長にその相談を持ちかけられるかな、持ちかけられるかというか相談ができるかな。私は疑問に思ってます。

この問題は、事実いるわけですから早期退職者が。何かがあるんです。

その何かを、町長の中でも、じっくり考えていただいて、トップとして、行政運営をこれからやっていく以上、真剣に考えてもらいたい。この質問はこれで終わります。

次の質問です。再編交付金の使われ方について、令和5年度12月10日、再編交付金は5億1,827万円でありました。11事業に1億4,700万使われ、種子島こりーな空調設備更新事業に令和5年度、今年と来年度の2年間で、2億2,273万円が充当されております。

約40%かなこれ、40、50はいかないんだけど45、6%が、2億2,273万円が充当されてるんですよ。

この空調設備は、28年経過しております。28年も経過する中で、何ら修繕等を、こういった計画に問題はなかったかということですが、町長、28年計画性に問題なかったか。

答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほどの退職者の問題があると。問題があるというようなことですが、様々な問題があるのだろうとは思いますが、そこら辺も、我々もしっかり研究したり、勉強する必要もあるのだろうとは思いますが。ただ、この退職者の件に関しては個人のことで、この議場で申すべきものではない要素も多く含んでおります。そこは御理解をいただきたいと思っております。

種子島こりーなの舞台、ホール、ホワイエ、この空調設備でございますが、事務所、リハーサル室、創作室などの部屋とは異なり、要するに、狭い部屋、狭いと言ったらおかしいですが、個室としてでき上がっている事務所、リハーサル室、創作室などの場所とはちょっと違ひまして、独立した吸収式冷温水発生機というものにより冷暖房管理をしているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、28年が経過した設備でございます。

この間、26年から平成30年まで平成28年を除く4年間で、空調監視盤であったり、電気系統の取替えなどで、修繕をしてきた経緯がございますが、そのうち吸収式冷温水発生機の修繕というのは、平成27年と30年に軽微な修繕、それと部品の交換などを行っているところでございます。

またここ3年間、令和元年から令和4年の間ではありますが、腐食裂傷箇所等の小規模な補修なども行っております。

こりーなは本格的な文化ホールということで、これまで照明設備であったり、音響設備、映像設備、また、舞台つり物設備などの経年劣化による修理であったり交換、その他、建物自体の維持に必要な改修など、多額の費用を費やしておりますし、建物を維持存続させるためには、これからも応分の費用を要するのではないかというふうに思っております。

そういった中で、舞台の上空にはワイヤーでつり下げられた音響反射板であったり照明器具などがあり、そういった器具の落下防止、また高圧電気を使用

するため、高圧電線の劣化などによる漏電ショートなど、事故を未然に防がなければならないものから優先的に保守管理、これを行っているところでございます。

各設備においては、専門の業者と管理業務委託契約を締結し、使用していく上での不具合や劣化などについて、点検結果報告書を提出してもらい、修繕や取替えなどが必要だと判断された場合には、年次計画を立て、長期振興計画などに計上し、優先すべきものから順次修繕や更新を行ってきたところでございます。

空調設備につきましては先ほど申し述べましたとおり、空調設備の中でも大元となる吸収式冷温水発生機が部位の修繕や部品交換で対応出来ていました。もちろん耐用年数の関係から設備全部の更新の認識があり、長期振興計画などにも計上させていただいているところでございます。

しかし数年前から故障が頻発するようになったことで、更新の必要性が浮上しており、計画を立てる中で、再編交付金の事業活用となった経緯がありますが、先ほど申し上げましたとおり、空調設備以外の大規模改修などを優先させていただきましたので、修繕など計画性に問題はなかったかという議員の御質問への答弁としては、問題はなかったという認識でございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 修繕等計画性に問題はなかったかの質問に問題はなかったという答弁ですが、全然違いますね、問題があるから、この2億も使ってやるわけですよ。

私も、こりーなの中に、1階部分、2階部分、見に行きました。当然素人ですから、見たって何も分からないから、それなりの人間を連れて見ました。

初めてこりーなは、文化イベントとかはあるんだけど、裏から回って機械室がこんなでかいのがあるのかと。初めて知りました。1、2階ありますよ。大きさでいえばこれ、議場ぐらいですよ。

こういう機械設備のものすごいのがすわってるわけだから。28年も、修繕等の軽微な修繕と言いますけども、そうですね、メーカーサイドがいて、メーカーの、言葉悪いですけども、ここはこうですよ、言いなりになる。職員でそこまで見きれぬ職員もいないでしょう。

であれば、やはり小まめに点検をしてメーカーとも密接にして、やっていく。これが計画性でしょう。そこら付近の家庭の電化製品じゃありませんよ。

このね、使い方という意味において2億円、今言ったように43%ですよ。この5億円の5億何千万かの再編交付金であっても、潤沢にある財源じゃないんです。

28年も経過している、この空調設備であれば、小まめに点検をしながら、例えば、5年後に起債をして、10年後に起債をして、5年後、10年後のSPANは分かりませんが、起債を起こして、これに充当するとか、そういう計画はやれてないという話です。

交付金が積立てして、基金で積立てというやり方は、当然ありでしょうけども、これねえ、あまりにも大き過ぎますよ、2億いくらっていうのは、大き過ぎるし、私に言わせれば計画性はない。そうと思いますが、町長は計画性は、あったと。ないじゃないんだと答弁しましたが、今の私も機械室に行きました。そういった話聞いてどう、ないんですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これまでこりーな自体は、たくさんのたくさんの大変大きなお金を費用として計上して、議会の議決をいただいております。

今度の空調設備も当然議決をいただいておりますが、まず初めて議員も行ってみたということで、もう建築後、もう28年経ってるわけですよ。

実際私も、もう何度も足を運びますが、確かに金額もでかい。その計画性に問題がなかったかとおっしゃいますが、当然起債、そういったものもほかの分野、いろんなことを財政と協議をしながらやっているところでございます。

長期振興計画の中で、このこと、このこと、優先は先ほど説明したように、優先順位として、落下物、吊り物の落下のほう危険性が高いからそっちを優先しましょう、じゃ、軽微な修理で済むのであればそれで、少しでも寿命を延ばしましょうというような方向でやってきているつもりでございます。

問題があったとおっしゃるところは、議員は問題があったとおっしゃいますけど、私は問題はなかったというふうに認識しておりますし、金額が大きい。

2億幾ら、交付金の40%、40何%、50何%使って、計画性がない、問題があるとと言われても、エアコンはなしでいいんですかっていうわけにはいきませんので、これはこれで、議員の皆さんにお諮りして、修理をさせていただくという方向で決めていただきました。

ですので後は、町民の皆さんも思いますよ、2億幾らも使って、空調やり替えるって何やってんだというような、町民の皆さんもいるかもしれません。

しかし、昨日ちょっとお話をさせていただきましたように、文化施設ということで、種子島、特に中種子の子どもたちはこんなところで歌を歌ったり、踊りを踊ったりというのは、なかなかできることではありません。

これはもう本当子育てに関しても、子どもたちの健全な成長に向けても、効果的な建物なんだろうというふうに思います。

文化に触れ、芸術に触れ、それが子どもたちの、これは一つのなんでしょう。いわゆる情操教育の大きな大きな、大事な要素なんだろうと思います。

そういった意味でまた、生涯学習、文化祭、町民が胸を張って使える施設、これを、先人がつくってきたものをしっかり、我々、維持しながら努めていくのが大事なことで、なおかつ少しでも、自主文化事業等で、いろいろな興味のある、町民の皆さんが興味のある人たちを呼ぶ、映画を上映する、そういったことで利用頻度をどんどんどんどん高めていく。これもしていかなければならない。

せっかくなつくって、せっかくそんだけお金をかけて修理をするわけですから、効果が出てくる必要性があります。

そういったところも問題があるではなくて、今後、町長どういうふうな使い方をしていくのかとか、そういったところまで御質問いただき、また、御提言をいただき進めていくのが、この修理代2億幾らというお金を投資したメリット、これをしっかり我々は責任を持って考えていく必要があるんだろうなというふうに考えております。

業者さんに、専門業者さんに依頼をしてそのことを言うことを聞くという発言もございましたが、当然専門家はいませんので、ただ予算的には、やっぱりこれまでも工夫をしながら、できるところ出来ないところ、優先すべきこと、そういったことをしっかり計画を立てながらやってきておりますので、計画性に問題はなかったかという御質問に対しては、問題はなかったというふうな答弁をさせていただいているところでございます。

金額が多くございますので、ぜひとも町民の皆さんにも、もう既に議員の皆さんに理解をいただいて議決をいただいております。

そういったところでは、これからどんどんこり一なも使っていこうよというようなことでお声掛けをいただいて、費用対効果といきませんけども、公共施設ですので。

ぜひとも町民の皆さんに親しまれるこり一なであるべきなんだろうなというふうに感じるところでございます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） あのね町長。私はこり一なの文化的な施設が重宝であるというのは、町民も分かっておりますよ。

今言ってるのは以前の話の問題を言っている。

町民使って、エアコンが回らなかったら、こり一なは休館するのか。以前の問題ですよ。エアコンが悪くならないうちに点検をし、軽微なうちに軽微な金でやる、これが計画性でしょう。

長期振興計画の話を言いましたが、ちゃんと、中種子町の長期振興計画の中にもこれは第5次だけでも、28年度から32年度まで、ちゃんとうたってるんです。

計画的な改修更新に努めますと、これは言うまでもなく、中種子町の羅針盤ですよ、長期振興計画、28年だから今からいうと7年前、約10年、こういったところがあっても、28年も経過してるんですよ。実際ね。

だから町長が言う、この施設は町民にとってありがたい、費用対効果があるんだと。費用対効果は2億も使わないうちに、お金の物事言ってますけども、5,000万円出したら、出来てないやもしれない。

私が今言ってるのは、そういう点検を計画性をもってやっておけば、まだまだそういう2億も投資しなくても出来たことじゃないのかなというところに計画性の問題があったのではないかということ指摘してるんです。

これからも、このこり一なだけじゃなくて、中種子町の公有財産というのは、管理していかなければならない財産はいっぱいあります。しっかりと計画を持って、取り組んでもらいたい。この質問これで終わります。

次の質問です。自衛隊対策室が10月に新設され、再編交付金事業の計画、取りまとめ、防衛省との協議で主体的な役割を担う、このように言っていますが、再編交付金事業の取りまとめは、何をベースに取りまとめる。

私この認識、分からないんだけど、どういったことからして、この事業を取りまとめるっていうのは、具体的に教えてもらいたい。

ちょっと質問がうまく言えてない、主旨が分からないのかもしれないけども、例えば、町民に広く意向調査をやって、意向調査の中から町民ができるもの、先ほどもありましたけども、できるもの出来ないものがあるとしても、そういう意向調査に基づいて、こういう事業を町民はお願いしたい、要望してるんだと。私はこの質問中の何かのベースっていうのは、そういう意向調査等々も含めて何を、そうですね。何を、うまく言えないんだけど、元に、この事業をやろうとしてるのか。そのことを聞きたいんです。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず再編交付金の申請までの手順について御説明申し上げます。

新年度の予算編成において、各課より、各種事業などの予算要求書が提出され、12月に予算査定を行うところでございます。

2月上旬の内示を、関係課との申請に向けた調整を行い、4月上旬に交付申請を行うという手順になっております。

何をベースにやるのかというところでございますが、当初予算に計上された各課の事業設計、業務委託などを行った事業、過去に実施出来なかった事業などがございますが、最も重視しているのは、第6次長期振興計画に掲げられた事業を基本ベースとして再編交付金の活用というようなことで考えているところでございます。

またこのような議会、一般質問等で、当然それが町民の声だというふうに思いますので、そういったもので、拾えるところ、また事業化できるところ、そういったものには当然活用すべきところは活用すべきなのだろうというふうに思っていますので、それについては、全部長期振興計画にのっとってやりますということではございませんので、その中で町民のニーズっていうのは、議員の皆さんが把握してこられるものというふうな観点から、また我々も町民の皆様から話す、先ほども話を申しあげましたように、我々には何もないのかとかいうような御意見も多々伺いますので、そういったことも工夫しながら、精査しながら、また検討しながら、再編交付金が使えるものかどうかというのも考えながら、また、再編交付金が使えないものであれば一般財源から持ってきて出来ないかとか、そういったこともしっかり検討しながら、本町の財政状況も勘案しながらやっていくべきなんだろうというふうに思っています。

ですのでベースっていうのは、やはりこのような一般質問等で出てきた問題等、御意見等も参考にしていけるものもございまして、先ほど、こりーな話でもございましたように、長期振興計画に基づいてやっていく、計画性をもってやっていくべきものもあろうかと思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） そうですね、一般質問でこの再編交付金の使い方とかって
いうのは、今回も3名ほど議員が言いますけども、非常に町民の関心もあります。

しかしながら、町民はこの再編交付金が時限立法で10年間。お金がこのベ
ースで、西之表市、中種子町、南種子町いくら来てるのか。このことすら知り
ませんよ。

だから我々は、特別委員会、馬毛島の特別委員会が主導になって、町民と意
見交換会をやろうと、何でもいいから、町民の話を聞く。そこでもってできる
こと出来ないことは別ですよ。

そういう機会をつくろうという方向で、昨日、全協の中でも話して、日程的
な調整をしてやっていく方向ですが、ですから今後、我々議会の特別委員会の中
で、いろんなことを参考にさせていただいて、そういう事業の組み方とかとい
うのもやってもらいたい。

町長、自衛隊の対策室が新しく新設をされました。遠藤室長に、この抱負と
いうか、覚悟を聞いてもいいですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 通告をいただいておりますので、はい、よろしくお
願いします。

○7番（池山朝生君） そんなの1回1回、通告、通告って言ったって、本人に
覚悟のほどを、新設したんだから、私はこう思ってますよと、優秀な人です
よ。通告をしてないからってそんな幼稚な話をしちゃ駄目ですよ。

議長、局長をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 室長、答えられますか。

室長。

○自衛隊対策室（遠藤淳一郎君） 意気込みとまではいきませんが、再編交付金
の適正な執行と自衛隊訓練の誘致活動に努めてまいります。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） これから本当そうですね、馬毛島基地（仮称）、作業員、
治安だ、ごみ問題だ、いっぱい多岐にわたってありますよ。

とにかく一生懸命町民のためにやってください。お願いいたします。

次の質問です。

防衛省に要望に行つたと聞いておりますが、内容的にはどのようなことを要
望に行つたんでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 行政報告の中でも少し触れましたし、議会からも議長、
また馬毛島施設整備問題等特別委員長も同席をされましたので、議員も多分御
承知のことだろうと思いますが、町民の皆さんに説明をさせていただく機会を

いただいたということで説明をさせていただきます。

11月9日に中種子町自衛隊誘致推進協議会会長ほか役員で防衛省を訪問しております。

宮澤防衛副大臣に要望書を提出しました。要望内容は、最初に管理事務所、錬成訓練施設、物流倉庫など関連施設並びに浜津脇港の早期整備を推進することということで、要望したところでございます。

井上審議官のほうから、管理事務所、錬成訓練施設、物流倉庫など関連施設は、本町に建設を予定していると。浜津脇港に関しては、主要な通勤港として活用したいと考えておりますということで、以前、防衛省さんからの御相談とかお話があったときと変わらない状態でございます。

次に浜津脇港を馬毛島基地の海の玄関とするならば、新旧種子島空港などを空の玄関口として活用することということも要望しました。

これに対しましては井上審議官から、旧種子島空港では現在、馬毛島における施設整備で使用するコンクリート製品製作で活用していること、これに対しては、地域の皆様に感謝を申し上げるということでございました。

また、新旧種子島空港を空の玄関口として活用することなどについては、本町の考えを伺いながら、防衛省、自衛隊として何ができるか検討していきたいという回答をいただいたところでございます。

最後に、演習地、長浜海岸から旧空港までの地域の活用なども検討していただきたいということに対しましては、井上審議官から、本町の考えを伺いながら、防衛省、自衛隊として何ができるかこれも検討するとの回答がございました。そのあと意見交換会などが行われ、要望活動を終えたところです。

その中でも、特に農政連、自衛隊家族会会長であったり、各商工会、そういったところの役員さんも、そのメンバーに入っておりましたので、現状の困っていること、ちょっと不安に思っていること、そういった意見も、それぞれ出したところもあり、防衛副大臣としては、1度も行ったことがないので、現状把握に、ぜひとも早期に訪れて現地も確認してみたいというような話も伺ったところです。

そのような要望活動を行ってきたところでございます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） そうですね、報告の中でも初日で聞いておりますけども、当然再編交付金等々のお礼とか、そういったのは当然いいんですよ。

私は、これからこの馬毛が、もう我々も受入れた以上、覚悟しなければいけません。そのためには、覚悟というのはやはり傷みが大きいんですよ。誰も、どれぐらいのものがどうなのかっていうのは想像もつきません。

交付金はありがたいものではあるんですが、この5億のベースでいうと、令和4年度が2億足らず、1億9,000万、5億。

今回は、西之表市は20億ですよ。中種子町は5億何千万か、3,000万円か4,000万円。南種子は2億4,000万円。中南合わせても、24パー、30パーに満たない、いかない。

これからの交渉は、町長。そういう交付金の増額。お願いも視野に入れて、増額も視野に入れて、当然やるべきだと私は思ってます。この要望は。

牧川地区、夜間の訓練をしたら、必ず騒音の問題が出ます。

これ私が、議員、平成何年だったかな、町田市、岩国市、和木町、こういったところで、住民とのいろんな話も示させてもらいました。夜間は当然、騒音が出ます。覚悟しなければいけないんです。

そのためには、先手先手で防音施設、そういったところも国に要望していく。必ず必要になってきますよ。交付金5億円ありがたい金。もっともっとという話を私はしてるんですが、痛みの対価としては、いかがなものかということです。

西之表市は1丁目1番地で、行政区であるけども、我々中種子町南種子町も、痛みは一緒ですよ。だから、そういったところでも、トップとしていろんな各種団体、要望に行くのであれば、そういったところもしっかりと視野に入れて交渉してもらいたい。この質問はこれで終わります。

最後の質問です。9月議会で、自動車学校跡地の有効活用利用について、町長は答弁の中で、このように言ってます。ちょっと議事録を読み上げますね。「検討するにしても、議員の皆さんと協議をしながら、時間をかけて、何をつくろうか、どうしようかという検討には時間がかかります。実施設計します、予算取りします、予算が取れました。4、5年はかかるというふうに私は見込んでおります。仮に、なにかそういう町民に有益な利活用をしていく。そこはあります。

だからそこは、議会の皆様方としっかり協議をしながら、こういうふうに進めたいんだということで、それでいこうという合意形成がなされた場合には、その方向に進めるためにも、時間がかかる。」ちょっと訳分からないんですけども、「この間、では荒らしていいのか。」今の土地をですよ。「利用してくれる方にフェンスをつくってもらい、監視カメラをつけてもらうということで、利用してもらって、賃金を得れば、町民のためになるんじゃないかということだけのことです。」

ちょっと語尾の拾い方がどうか分かりませんが、こういう意味合いの答弁をしてるんです。

町長、「公共施設建設の可能性、有益な利用方法というのはまた違う質問だと思います」とこのように答弁してます。

私はこの答弁、改めて議会の議事録を見てですね、当初質問したときに、当然やりとりは、議論はしてるんでしょうけども、冷静さがなかったらこんなばかな答弁をしてるのかと。言葉悪いですけども、時間がかかる、それよりは、貸したほうがいい。

町長ね、あの地区は前も議会で、9月議会で言ったように、歴代の町長が、福祉の里、教育環境のエリアと、思いを、熱い思いを持って、ずーっとやってきたエリアですよ、地域ですよ。そうでしょう。今出来てるものはそうでしょう。ここにもって民間のレンタル業者、私は絶対にこれあってはならないと思っ

てますよ。

あそこは、我々議会がいろいろと話をして、中でも、議会での共通した跡地利用ということにおいては、給食センターほか公共の施設だと言ってきました。

10年間ですよ。民間業者と契約したのは、平成5年から、契約期間は15年です。10年間はもう使えないんです。

私は、今でもそういう考え方かと改めて聞きますけども、これあってはならんかなと思ってるんですが、今でもそういう考えですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず10年間は、使えないんですよと議員おっしゃりますけど、使えます。途中で契約を解除すればできることです。

なおかつ自動車学校がありました。向こうに、自動車学校があつて、地代をもらうことが出来ない、賃借料をもらえないということで、荒れ放題になっていました。

そしてまたそこに、要は、今の支援学校の子どもたちが入るので危ない。そういうような要望も上がってきていたところでございます。

ですので、費用をかけて、あれを町のものにしっかりして中もさわれるようにしました。

そして当然、前の、前の質問で、前議会メンバーの中での質問の中で、町長は、何か夢を語ってくれということがあったので私も、あそこには、それに相応したものをいずれ建築していく必要があるのだろうというふうに思いますし、県の支援学校自体も改修、そして大規模改修も終わりつつありますので、その頃を見計らって、いろいろな案も出てくるのだろうというふうに踏んでおりましたので、そういうふうに活用していきたい。

そういうときには、議員の皆様にもお諮りをして、御理解をいただいて、また議員の皆様とも協議をしながら、何をつくろうかということも検討させていただきたいという話をさせていただきました。

だから、何回も言いますがポイントが2か所あつて、それを検討していくにしたって、1、2年じゃ出来ないんだろうというようなことです。3、4年かかるかもしれませんし、予算の問題もあります。ですので、そこに関しては、荒らしておくよりも効果的に使ってもらって、賃収があればいいだろう、だからあそこに10年間貸しました、絶対10年間は何も出来ないんですよっていうのは、これはちょっと違うと思っております。

ですので、いい提案があつて、これやりますということであれば、何か月か前に、その貸付者に対して提示すれば、返していただけると。

ただし、フェンスも立てたりどうしたり、きれいにしているようでございますので、そういったものにかかる費用というのは幾らか負担出来ないかというような話はあるかもしれません。期間が短ければ。

けども、現状としてはああいうフェンスで囲って中に入れないように安全対策をさせていただいておりますので、何ら問題ないというふうに考えておりますし、賃収も入ってくるわけです。この間、荒らしておくよりはずっといいと

いう判断です。

だから、何か、ほらおかしい、ほら福祉の里だからあんなところに貸しておかしいというのはちょっと違うと自分は思っております。

ですので、少しでも賃収を払ってもらえるというのはありがたいことです。

ですので、そういうふうに、なおかつ前回、議員の質問の中で、最終的には極論を言うと、議決案件でもないということもありましたと言ったら、議員は、町議の皆さん誰も相談しなくていいって町長が言ってるんですよ、この議事録にしっかり載っております。そういう意味ではないです。基本的に。

ですから私が申し述べることも理解をしてもらおう努力もしてもらわないと、おかしい話になってきます。実際。

私は議員の皆さんの声を聞かないなんて一言も言ってないです。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 話は十二分に聞いておりますよ。

私が強く言いたいことは、あそこのエリアは、繰り返しになりますけども、歴代の町長が思いを持って、ずーっと守ってきたというよりは、この色んな環境、福祉、ここを中種子町の将来像を描いてやってるエリアですよ、地域です。

当然、町長も、中種子町の将来像、横文字でいうとグランドデザインを持って、中種子町づくりをやっていると思うんですが、かんじん要のこと、今、こう言いましたね。10年契約ではあるけども、途中で解約はできると。それだったら幸いですよ。

私が懸念してるのは、この契約条項の中に、確かに、地方公共団体ほか公共団体において公用または公用の共用に供するため、賃貸物件を必要とするとき、中種子町役場が公共の用に必要とするときには、返しますよという項目、契約解除することができる、第10条にうたってありますけども、私が、考え過ぎて、なかなかねこれが、その相手方が応じてくれればいいです。

今言うようにフェンスをつくった、我々はここにこんなして計画もある。簡単に退去しますかね、退去してくれると約束を取付けてください。必ずこれがないと裁判になって、訴訟になって、何年も掛かってきますよ。

自動車学校だってもパターンが違えどもあったでしょう。このケースと一緒にだということですよ。

それでここが、今回この会社が、中種子町の32条貸付契約条項にある32条に相当数の担保の提供、あるいはこの契約を履行するために、連帯保証人の誓約書を入れると条項にあるんだけども、契約金の補償金もなし。この担保提供もない。それから、今言う連帯保証人の制約もない。

これが一切ないのはどうしてかと。なぜこれ必要ないと判断したのか、これ1点伺いたい。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 条項をしっかりと読んでもらえば分かると思うんですが、必要があると認めた場合は、それを求めることができるというふうになっているというふうに認識をしています。

○議長（迫田秀三君） 7番池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 必要があると認めた場合にはそのことが必要であると、分かりますよ。

何で必要がなかった理由は何ですか。これ聞いてるんですよ。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず大変荒れていた土地になってたというのは、議員御承知だと思います。自動車学校跡地が。

その中にもいろいろな物々が散在しており、様々な経費もかかり、簡単に借りてくれる人もいない、有効活用も出来、今のところの話です。

そういった中で、我々も、その業者さん自体を私はあまり詳しく知らないの、ちょっと自分でもうネット等で調べますと、しっかりした会社だというふうに感じたところがございます。

特に取立てて必要があると認めたときはというふうなところで、何で必要ない理由があるのかっていうのは、私が必要ない、別に必要があるとは思わなかったというところがございます。

だからそれが問題だとかおかしいとか、議員がおっしゃいますけれども、私が必要はないと、別に必要があるとは思わなかったというところで、何でか、何でかっていうふうに言われても、必要と思わなかった。

そしてまた、地代の中で、地代をしっかりもらっておりますもう既に、そういったところで対応していついけるのだろうというふうに思います。

また、建築物を構造したりどうしたりということではないということもございます。

これが建屋を何か建て込むとか、大きなコンクリート構造物を建てるなんてことはまずこの10年契約ではあり得ないことです。

そういった中で、特に必要ないということを感じております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今の答弁を聞いてますとね、自動車学校が荒れてた。だから、借りてくれる人は渡りに船だというような、私はそういう理解しか出来ませんけどもね。

そもそもが、あのエリアは、くどいようですが、これは福祉の里、給食センター等々の公共施設が出来て然り。中種子町の将来を考えるんだったら必ず向こうですよ。給食センターも40何年きてるわけでしょう。こういったことは議会でも議論してきたわけです。

これをね、駄目だどうだっていうから、10回でも20回でも言いますよ。

必要がなかったと、町長の権限だから、なかったから一切担保もいらなかった。補償金もいらなかった、連帯保証人もとる必要もなかったというわけですから、それは町長の権限だから、私がどうのこうの言ったってしょうがない。

けども一つだけ言えるのは、町民の財産、公有の財産、この財産を果たして、言ったように10年の契約ではなくて、いつでも解約はできるんですよということであれば、仮に公共の施設の計画がある、この業者に撤退してくれ、

解約してくれと。これは取付けてください。そうしないとまた裁判になりますよ。

それぐらいのことは、それぐらいのことそれはもらえるでしょう。これをしないと恐らく裁判なったときにね、不利です。私はそうと思いますが、この約束は出来ますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私も歴代の町長さんと一緒に、あそこを福祉の里、それに見合った何かが出来ないかっていうことは考えているということは前々から何度も何度も言ってきました。何度も言ってきたはずです。

そしてなおかつ、約束を取付けられますかと言われても、その契約書が約束ですよ。その契約書で約束じゃないすか、契約書が約束でなければ、契約書の意味がなくなります。

これが、仮に何かそういった訴訟があつて裁判になつても、これは負ける要素はありません。以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 結局は全然見解が違うから。負ける要素が大いにあるんですよ。

今日日の世の中、10億円の資本金のある会社があつたとしても明日倒れてるケースもいくらでもある。

この会社が、公共的な何かやって信用度合いがあつてっていう、民間会社ですよ、あした倒れてもおかしくない。倒れたら、契約はどこでやるんですか。保証人もいない、担保提供もない。

過去にいっぱいありますよこれ。中種子町がヒラメの養殖場、あそこを貸して、担保提供者がいなかった、連帯保証人いなかった。宙に浮いたものですよ、公有財産が、町民の財産が。同じ轍は踏むなという話ですよ。

そのためには、確実に裁判で、これはもう最終手段だけでも、世の中に何かあるか起こるか分からないから、そういうところは、私は、この業者と確実に解約ができると、何項にうたっていると云つても、担保は確実にとってください。

公共的な町民の財産であるから、そういったところに応じられますねという誓約書の一つはもらってください。そうしたら、裁判でも優位になる。

町長ね、最後になりますが、我々、私議員は、当然のことながら、行政の監視をし、また認めるところ認めて、批判もし、これが我々の仕事ですよ。

行政運営をチェックしていくってのは。だから、町長とバーツと言つても、丁々発止で、議論するのが当たり前でしょう。

最後に町長。中種子町のトップとして、将来像をしっかりと見据えて、まちづくりをやってもらいたい。

これで私の質問終わります。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね13時20分からといたします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後01時13分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番、池山喜一郎君に発言を許可いたします。

〔4番 池山喜一郎君 登壇〕

○4番（池山喜一郎君） こんにちは。

今定例会の最後のトリということで、一般質問をさせていただきます。

その前に、令和5年産でん粉用原料カンショの実績については、島内で541ha、生産量で26万9,900ということで、約27万俵ということでありました。1工場約9万俵のすり込みということで、反収は、全島で49.9、中種子町で55.7というような実績であったようです。

幾分か焼酎原料用にも流れた面もありますけど、基腐病の影響やら、作付面積の減等ですね、要因で相当な生産量の減になっており、本町の農業構造が、変わってきつつあるなというふうに実感しております。

また、令和5年のサトウキビについては、12月12日現在の累計の糖度は12.66ということでありまして、今年の操業開始より、大体0.2度ぐらい上がってるというような状況です。

台風の影響も少なかったことと、それから葉っぱが傷んでないことなどから、順調に糖熟が進んでるというふうに見ております。キビについては、なお品質向上が見込まれていくというふうに感じております。

それでは通告によりまして、質問をさせていただきますが、まず1番目、サトウキビ収穫作業受託体制の充実強化についてということでもありますけども、まずおわびを申し上げたいのが、今期の作付面積は昨年より増加と書いておりますが、4haほど減っております。

それから生産施設も33減ってるというのが現状です。訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

そのような状況の中でございますが、収穫の受託組織の減少、それからオペレーター不足が加わり、ハーベスタの稼働台数が昨年より4台減少してるということで、100町歩以上の面積が、今度稼働するハーベスタに上乘せされていくというようなことになっているかと思っております。

そういうことで、受託組織ごとの配分面積が大幅に増加している状況でございます。

ほとんどの組合が30ha以上の面積配分を受けておりまして、新光糖業の操業が11月の29日から翌年の4月の1日までですが、その期間の圧搾日数が111日ということになっておりまして、毎日稼働しても、収穫が終了出来ないような状況になっております。

111日、晴天の日が続けば、いろいろどうにかこうにかいくかもしれません

けど、晴天の日ばかりは続きませんので、大変な状況になってるということを認識していただきたいと思います。

その影響により、作業上の安全面や次年度に向けた適期管理作業が滞ることが懸念されるということで、今後の基幹作物の生産振興に大きな足かせとなることが危惧されます。

サトウキビ収穫作業受託体制、運搬、運送体制も含めますけども、その充実強化が急務と考えられますが、町長の考え、御意見、お聞かせいただきたいと思います。

以後については、質問席のほうでさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま池山議員のほうからございました、受託体制の問題についての答弁でございます。

現在の状況について今、議員のほうから説明ございましたので、割愛をさせていただきますが、この本町の基幹作物の1つでございます。サトウキビの生産振興、これにつきましては、栽培面積が私ども若干増えているように思っております。

非常にうれしいことではございますが、その受託組織、これが29組織、割当てが、議員おっしゃるように、1組織当たり30haを超えている状況にございます。

議員が御危惧されているとおり、サトウキビの収穫作業につきましては、それに従事される人材の不足による問題が直面していると私も感じているところでございます。

収穫作業拡大に伴う次期作に向けた適期管理の影響も、人材不足が原因であることは否めない事実だというふうに感じているところでございます。

また新光糖業におきましても、やはり人材不足ということで、そういったこともあり、また作付面積をハーベスタ利用組合の皆様の1車あたりの能力というのを踏まえて、操業の開始を早めたように思っております。

この操業を早めることによって、これまでは、年内に廃耕の分を刈るというのが標準だったかなと思うんですが、これが12月中に株出しを切っていくところもありますので、若干農家の得る収量というのが目減りしていく可能性もあるのではないかと、そういった議論も多々なされたところでございますが、切りきれんことにはどうにもならんというようなこともございます。ハーベスタ利用組合の皆様に協力をいただいて、何とか全てを刈り取る計画ということで進めているような状況かと思えます。

今申し述べさせていただいたことにつきましては、人材不足が原因で引き起こされてる問題でございます。

人材不足が充実強化につながるのではないかと感じるところでございます。

この人材確保対策、これは非常に難しい案件でございまして、少子高齢化が

進行する中、農業分野のみならず人材確保に苦慮する業種、これは全般にわたる問題と考えております。

特にこの農業の人材確保に関する御質問でございますので、農業に関して申し上げますと、例えば、ネットワークを利用し本町の農業の魅力を発信するなどして、外部からの人材を確保するのも方法ではないかと思えます。

しかし、ただ単に発信するだけでは効果が薄いのではないかと思われまので、安心安全に農作業に従事できるよう、例えば住宅であったり、教育福祉の充実などの環境づくりも盛り込んだ発信などが重要になってくるのかなというふうに思います。

今申し述べさせていただいた住宅の確保など多方面を加味しながら人材確保につなげ、基幹作物のみならず本町の全ての農業振興につなげていければなというふうに思うところでございます。

あとまだはっきりはしておりませんが、これまでサトウキビを生産していなかった農業法人が、サトウキビ生産にも参加していきたいというふうな希望があり、今調整に入っているところのようでございます。

こういうサトウキビ生産の法人以外の農業法人もしくは農業に関係ない、これまで関係なかった法人等の掘り起こしなども、考えながらやっていくことも大事なのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） ただいま答弁によりまして、基幹作物の継続した振興を図るために、新たな受託組織の育成とか、それから人材の確保とか考えていらっしゃるということでございますけども、まず、私も考えるところですね、受託組織を新たに構成するために、農家の洗い出しをもう1回やらにゃいかんというふうに思います。

それとマッチングですね、農家からのマッチング、これによって、どうにか我が町でできることは、これが1番じゃなかろうかというふうに思います。

また先ほど町長からありましたように、島外からの人材を確保するために、ホームページを活用した募集等も積極的に行っていただきたいというふうに思います。

また、学校等を通じてですね、インターンシップ等できれば、サトウキビの魅力というか、そういうものを発信してですね、学校を通じたりして、そういうような啓蒙もですね、インターンシップ等を行って啓蒙するなりしていただければ、町として積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

徳之島はですね、サトウキビの収穫時期になると、よそからたくさん来るそうです。やはり、そういう島間でいろいろ情報共有していただいて、どうにかこの問題をですね、解消していってもらったらなというふうに思います。

それと、先ほど町長がおっしゃったんですが、住宅の確保ですね、これも重要だと思えます。

やはり住むところがないと、やはりここに来て仕事はしてもらえませんということで、地域の産業や経済を維持発展するために、宿舎を設置するなど、積極的に取り組む必要があると考えます。

再編交付金あたりも、地域産業や経済の維持発展のために資することでありますので、何かひねってもらって、検討していただいて、宿舎の建築あたりも、設置あたりも、積極的に取り組んで人を呼び込みやすい体制を構築していただければというふうに思います。

馬毛島基地建設が終了すると、解消する問題ではありません。なお一層ですね、農家の高齢化等進んでいきます。

それと、まだ根の深い問題だと思っておりますので、早急に安心してサトウキビが生産できるよう収穫受託体制の充実強化を図っていただきたいというふうに思います。

今後ですね、町長、この問題を深く掘り下げていただいて、ぜひ、サトウキビを生産者が安心して栽培できる体制をぜひ構築していただきたいというふうに思いますので、強く要望しておきたいと思えます。

この問題については、これで終わりたいと思えます。

次に、耕畜連携システム推進についてということで、令和5年第1回定例会において、このことについて、農業分野における総合的なシステムを再構築する、そのためのプロジェクトチームを立ち上げる方向で検討しますと答弁がありました。その後どのように進められているのか、町長に伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） プロジェクトチームを立ち上げていきたいということで検討しているというような答弁をさせていただいたところでございますが、まず耕畜連携というものにこだわらず、農業分野における総合的なシステム、システムといいますか、考え方、そしてまた、関係部署のどのような連携が必要なのかということ再度検討していこうということで認識して、進めていっているところでございます。

この総合的なシステムの進捗状況ということでございますが、今年の当初から分野分野において協議をしながら検討を進めてまいりましたが、10月に準備段階を発足して、私も含めた当町職員による参集範囲の選定などを検討しております。

また12月に入り、会の在り方などについて準備段階でのメンバーによる話し合いも進めておるところでございます。

これは、今そこにある問題もそうなんですが、議員おっしゃったような、この人口減少、少子高齢化の中で離農が進むであろうというふうなこともイメージをしながら、しっかりとした構想、計画していかないといけないのだろうということで、こういうことを考えていこうということで取り組んでおるわけでございますが、この町が必要とする農業環境、全てを網羅した構想で取り組むというような考え方のもとで、町主体によるシステムというふうに考えてきた

ところでございます。

基軸として農業公社になるのか、いや農協になるのかどうなるのかというような話もその中で、農協さん含めたいろんな協議もしましたが、やはりこの主体は、本町の農林水産課をベースに置いて考えていくべきだろうというようなことで進んでいるところでございます。

町農林水産課主体と申しましてもなかなか、その専門性、実際、先ほど出てきたハーベスタ利用組合の皆さん、また生産者の皆さんのかゆいところまでなかなか手が届きにくいところもあるかと思えますから、関係機関を集めて、構築していこうというふうな計画を進めて今いるところでございます。

構成メンバー、今準備段階でございますが、JA、農業公社、農業委員会、土地改良区、熊毛支庁、そして私、副町長、農林水産課としたところでございます。

その中でも、様々な問題点を洗い出しはしているところでございますが、事務方を中心とした現時点では構成となっております。

主旨といたしましては、先ほど申し上げましたように、本町の農業振興を図るうえでの現状であったり、課題を持ち寄っていただき、優先すべきテーマを決め、議論を重ねていき、必要に応じてさらなる専門性を持った方を講師やアドバイザーという形で招へいするなど、問題解決に向けて模索していこうというものでございます。

現在準備段階ではございますが、町といたしましては、将来町民の皆さんに納得していただけるような施策の展開をしていきたいと考えているところでございますので、この準備段階を確実に履行していきたいというふうに思うところでございます。

町がするべきところ、農協がするべきところ、農業公社がするべきところ、生産組合がするべきところ、土地改良区がするべきところ、農業委員会がするべきところ、そういったところを意見を出し合いながら進めていく必要性があるんだろうというところに結論が至っておりますので、そういうふうな形をしながら準備を進めております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） ちょっと露骨なことを言いますけども、町長の任期中に実現出来ますか。町長。

○町長（田淵川寿広君） これは私の、当然もうすぐすぐ、まず問題点が用いられておりますので、これをどう協議していくかということも検討しながら、差し迫った問題とかそういったものというのは緊急で手を打っていく必要性があります。

そういったところというのは、もう走る部分を走るところもあるかと思いますが、将来的にこの人口減少の度合いも把握しながら、離農していく皆さん、もしくは作付面積の減少度合い、今年にあっては、先ほど来話があったようにオペレーター不足、運転士不足、そういったものもございます。こういったも

のは早急に取り組んでいく、これはもう本町が主体となってやっていくことであり、これから先のことを考えますので、ぜひぜひこれは5年、10年、20年と、そういう会の中で続いていくべきものなのだろうというふうに思っております。

一応そういう形が出来ておりますが、その問題点問題点、課題点課題点によって、参集して意見を求める人が変わっていくというようなイメージでございますので、組織としてがっちりしたものが出来てどうこうというところまでは、イメージはちょっと出来かねるところがあるんですが、あまり大人数になってもなかなか出来ない部分もあったりするので、各機関の代表さん、関係ある機関の代表さんをお呼びして話を聞くというようなことをイメージをしているところでございます。

またその中でいろんな御意見を聞きながら、今あった当初のメンバーの中で、協議をしていく形になろうかと思っておりますので、形としておおむねでき上がってるといって御理解をいただければと思っております。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 形としてはでき上がりつつあるということで、答弁いただきました。ありがとうございます。

それからですね、農業分野における総合的なシステムを再構築するとの観点からということで質問をさせていただきますけども、第44回農林漁業祭において、スローガンですが、抜粋してですけども、農作業の受委託を総合的に活用し、経営の充実強化を図ろうということが採択され、町民に示されましたけども、総合的に活用できる安心安全な受託システムの構築についての構想についてちょっと聞かせてください。関連がありますので。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど来ございました反収が非常に少なかったでん粉原料用カンショ、焼酎に持っていかれた部分もあるのではないかという議員のお話でしたが、全くそのとおりで、このでん粉用カンショ等をつくっておられた方がもうでん粉用カンショを作らなくなってきているので、相当数量が減ってきている。

これは基腐病の絡みもあるのですが、大型トラクターを持っている、コントラクター組合、これも受託をさせていただいております。

またサトウキビの収穫にしたって受託、また、農業者委託、サトウキビのでん粉原料カンショの植付け、それから収穫、そういったのを委託している農家さんも多くございます。

そのためには、そのようなものに利用する機械、そういったものも支援しながら導入していただいて、そういう環境をつくり上げていくというイメージで思っております。

餅は餅屋といいますか、専門性に特化したところは専門性に特化して、非常にスピーディーなおかつ効率的な作業ができる人に委託する。

また、可能であれば、そういう高齢者とか機械を持たない人たちのものをな

るべく受託する、そういうシステムをもう少し完璧な形にできればということ
でございます。

大型化、機械化、そういったものも視野に入れたイメージと思ってもらえれ
ばありがたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 受託組織の取りまとめ等については、農業公社等が行っ
てるわけですが、それに登録する農家がいらっしゃると思いますけど、そ
の方々の受託を条件にした機械の導入等についての助成とか、そういうのも応
援をしていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますけど
も、先ほどから再編交付金と言いますが、そういうものは使えないものか、
そういう検討はされる必要はないのか、町長に伺います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 各種事業等を使つての購入とかそういったものも可能か
と思いますので、そこら辺については念入りに検討しながら進めていく必要性
はあると思います。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） やはり農家の高齢化、少子化というのはもう避けて通れ
ない状況にあります。

受委託を充実していくことが、今後やはり種子島、中種子の農業を守ってい
く鍵になっていくのはもう当然かというふうに思いますので、こういうところ
の充実をですね、しっかりと図っていただきたいというふうに思います。

最後になりますけど、農業を取り巻く環境は大変な絶え間ない厳しさが押し
寄せてくる現状にあります。その対策を滞ると、その波は予想もつかないほど
大きく乗りかかってくるのが想定されてきます。

そういうことで、できるだけ早めにですね、対処を打っていかないと、農業
が存続されていかないような状況に陥る可能性もあります。

この町の産業、文化を守り、町民が安心安全に生活できるよう、早急に対策
を行っていただきたいというふうに思います。

受委託のこのシステムについても、しっかりと構築をして対応していただき
たいということを要望して、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） 以上で通告による質問は全部終了いたしました。一般質問
を終わります。

ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね13時50分からいたします。

-----○-----

休憩 午後01時41分

再開 午後01時48分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

-----○-----

- 日程第3 認定第1号 令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（迫田秀三君） 日程第3、認定第1号、「令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7、認定第5号、「令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」まで、5件を一括議題とします。

本件は、決算特別委員会への付託案件です。委員長の審査報告を求めます。決算特別委員長、永瀆一則君。

〔決算特別委員長 永瀆一則君 登壇〕

○決算特別委員長（永瀆一則君） それでは、委員長報告をいたします。

令和5年9月定例会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました認定第1号「令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月26日から29日までの4日間、全委員出席のもと開催され、審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に沿って収入確保の努力が十分になされ、その実績が良好であるか、支出が歳出予算の目的どおりに適法・適正に執行されているか、そしてその成果が十分達成されているか、前年度の決算特別委員会要望事項及び監査委員の要望事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されてきたかなどを基本に主要施策の成果報告書について説明を求め、現地調査を含め審査を行いました。

初めに、決算の概要を説明します。

まず、一般会計ですが、歳入総額は80億8,135万3千円、歳出総額は79億8,675万3千円であり、前年度に比べると歳入で3.4%、歳出で3.8%、それぞれ減少しております。

歳入歳出の差引額、いわゆる形式収支は9,460万円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、4,016万3千円です。

また、主要財務比率は財政力指数0.21、経常収支比率89.8%、実質公債費比率10.5%であり、公債費負担の指標については良好な状況となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業勘定特別会計をはじめ、3つの特

別会計は、歳入総額 24 億 6,841 万 8 千円、歳出総額 24 億 3,664 万 6 千円で、差引き 3,177 万 2 千円であり、実質収支も同額となっています。

次に、水道事業会計ですが、経営状況は、総収益が 3 億 956 万 4 千円に対し、総費用が 2 億 8,952 万円で当年度純利益が 2,004 万 3 千円となっております。

資本的収入及び支出の差引き不足額で 3 億 3,101 万円に対し、繰越工事資金 2 億 669 万 8 千円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,023 万 7 千円、過年度損益勘定留保資金 1,644 万 8 千円、当年度損益勘定留保資金、4,762 万 7 千円で補填されております。

監査委員の説明では、令和 2 年に策定した第 6 次中種子町長期振興計画並びに第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略により、第一次産業を中心とした担い手の確保、種子島らしさの創造とブランド化による商工業の振興、ICT の整備を推進し、企業誘致などによる雇用の創出に取り組んでいただきたい。

また、体験型観光やスポーツ合宿の誘致、うみがめ留学などを活用し、都市部との交流による関係人口の増大の取り組み、UI ターン者などが定住できる中長期的な計画立案を進めていただきたい。

また、税収等の自主財源確保のためにも徴収対策を強化し、徴収率の向上及び不納欠損処分の防止に積極的に取り組まれ、計画的かつ効率的な行政運営により、一層の町民福祉の向上、増進に寄与されるよう要望するとのことでした。

4 日間における各課の概要説明及び事項別明細書による説明は、成果報告書のとおりでありました。

令和 4 年度の主な事業としては、風力発電施設解体工事、農業基盤整備促進事業、現年度発生農業用施設等災害復旧工事、河川災害復旧工事、教職員住宅整備工事、星原小学校体育館改修工事等が実施されており、事業執行については、おおむね議決の趣旨及び目的に沿って事業がなされ、成果を収めたものと認めました。

続きまして、審査の過程において議論された質疑、意見などの概要を申し上げます。

今回導入した小型のコミュニティバスのコースはどうなる予定か。また、集落内を循環するコースは予定しているか。に対し、今回は、10 人乗り 2 台、14 人乗り 2 台ですが、今のところは、現状のコースを運行予定であり、今後は検討していかなければならないと考えているとの答弁でした。

熊野キャンプ場の利用状況は。に対し、キャンプ場は 227 人、海水浴場 4,136 人、管理棟 2,171 人で、合計 9,081 人であるとの答弁。

新エネルギーの事業に取り組んだということであるが、どのようなタイプの事業なのか。に対し、現在考えていることとしては、電気自動車 2 台、各公共施設に太陽光発電の導入を考えているとのことであるとの答弁でした。

令和 4 年度の新規就農者は何名か。に対し、新規就農者はいません。継続で 8 名であるとの答弁。

子牛損耗防止対策事業について、対象牛の頭数と死亡頭数が分かれば教えてください。に対し、生まれてくる牛がほとんどで、なかにはおなかの中で死ん

でいるケースもある。どこから子牛とするのか共済のほうでも問題があるみたい
です。との答弁。

離島漁業再生交付金でイカしば投入、とこぶし稚貝放流などの事業を行っているが、漁獲量はアップしているのか。に対し、組合の資料を見ると減少傾向に歯止めがかかっていない状況です。との答弁。

昨年、登園自粛がありました。保育所側の理由で登園出来ないときは、保育料の返納はないのか。に対し、保育料の決定は、福祉環境課が所管であり、登園自粛の場合は、原因が分かりにくいので、返還とはならない取り決めとなっています。との答弁でありました。

有人国境離島の申請は何件あって、採択されたのが何件かに対し、4年度の申請状況については、4件の申請で3件が採択となっています。との答弁。

最終日には現地調査を実施し、建設課所管の坂井熊野線道路改良舗装工事、農地整備課所管のさとうきび増産対策農道等補修工事、中央保育所所管の中央保育所駐車場舗装工事、教育総務課所管の星原小学校体育館補修工事を調査しました。

次に、一般会計及び特別会計を含めた収入未済額と不納欠損処分についてですが、このことは、監査委員の意見書の中でも毎年指摘をされています。

一般会計の収入未済額は、翌年度繰越事業に係る国県支出金及び繰入金と町債を除いた金額 5,890 万円であり、前年度より 85 万 8 千円の減となっています。

特別会計では、国保会計の保険税 2,323 万 8,846 円、介護保険会計の保険料 268 万 6,340 円、後期高齢者医療会計の保険料 105 万 3,033 円となっております。

収入未済額の改善については、管理職を含め関係職員一体となり、夜間徴収、防災無線による広報活動、口座振替の推進、差し押さえ等、様々な努力がなされています。

滞納額は、昨年と比べ町税で 452 万 8 千円の増、住宅使用料 380 万円の減、介護保険料 26 万円の減等となっております。

なお、一般会計の不納欠損処分については、町民税 70 万 1 千円、固定資産税 367 万 7 千円、軽自動車税 29 万 4 千円、国民健康保険税 115 万 2 千円、介護保険料 129 万 2 千円となっています。

債務者個々の把握に努め、強力で説得すれば改善の余地がなかったか、さらに時効による不納欠損処分は、十分に調査、検討及び滞納処分時期などに十分注意をし、時効中断の措置を行い、時効による不納欠損の防止に最大限の努力をしていただきたい。

以上が審査の過程で議論された主なものでありますが、指摘事項及び監査委員の指摘事項についても委員全員の一致した意見であり、十分検討し、的確な対応を講じられるよう強く求めるものであります。

委員会として、認定第 1 号「令和 4 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第 5 号「令和 4 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及

び決算の認定について」までの5件について慎重に審査し、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会からの特記事項として、乗り合いバスの地域に密着した交通弱者個々にやさしい心遣いの運行をしてほしいとの強い要望がございました。

今後も引き続き健全財政の堅持とともに、住民の福祉向上と町発展に努力することを望むものであります。

以上申し上げて、決算特別委員会の報告といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） 以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、認定第1号、「令和4年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、「令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号「令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、「令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、「令和4年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第38号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第8、議案第38号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 議案第38号について説明いたします。

本年10月20日の人事院勧告に伴う国家公務員の給与法改正法案に準拠し、職員の月例給を平均1.1%、特別給、これは期末勤勉手当でございます、0.1か月分を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

以上議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第39号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第9、議案第39号、「中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第39号について説明いたします。

本年10月20日の人事院勧告に伴う国家公務員の給与法改正法案に準拠し、会計年度任用職員の月例給を平均1.1%、特別給、期末手当0.1か月分の引上げを行うものでございます。

また、地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上議決方よろしくお願い申し上げます。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第10、議案第40号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第40号について説明いたします。

地方自治法改正により、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第41号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第11、議案第41号、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第41号について説明いたします。

地方自治法改正により、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第42号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（迫田秀三君） 日程第12、議案第42号、「印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第42号について説明いたします。
マイナンバーカードを活用した印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うことから、所要の改正をするものでございます。
以上議決方よろしくお願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。反対討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第42号を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第43号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（迫田秀三君） 日程第13、議案第43号、「中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第43号について説明いたします。
第1条産前産後期間相当分の国民健康保険税免除ということで、健康保険法などの一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、国民健康保険税の改正部分について、令和6年1月から施行されることから、所要の改正を行うものでございます。
主な改正内容は、国民健康保険税に係る出産被保険者の産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置などを講じるものでございま

す。

第2条国民健康保険税率の改定でございます。国民健康保険の運営においては、平成30年度から鹿児島県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図っているところでございます。

しかしながら、平成30年4月の保険税条例の改正以降、医療費上昇などによる保険給付費とのバランスがとれておらず、早急に保険税率と医療費のバランスをとり、県が示す標準保険税の水準に近づけることが必要であることから、本案を提出するものでございます。

なお本案を提出にあたり、諮問機関である中種子町国民健康保険事業の運営に関する協議会において審議、承認し、協議会規則第11条により答申されたものでございます。

詳細につきましては、税務課長に説明をさせます。

よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 税務課長。

○税務課長（日高隆雄君） それでは、議案第43号につきまして、詳細を説明させていただきます。

議案書の41ページをお願いします。新旧対照表の改正内容に沿って説明をいたします。

まずは、令和6年4月1日施行予定の国民健康保険税の税率改正についてでございます。

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の改正でございます。1番上の第3条から次のページ、42ページをお願いします。上から10行目、第3号特定継続世帯1万4,400円までの下線部分の所得割の税率及び被保険者均等割、世帯別平等割の金額への改正となります。

次にその下でございます。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の改正でございます。

同じページの11行目の第6条から1番下の第3号特定継続世帯5,850円までの下線部分の所得割の税率及び被保険者均等割、世帯別平等割の金額への改正となります。

次に43ページをお願いします。介護納付金課税被保険者に係る改正でございます。1番上の第8条から第9条の3までの下線部分の所得割の税率及び被保険者均等割、世帯別平等割の金額への改正となります。

続きまして、第24条国民健康保険税の減額に係る改正になります。

この条項につきましては、国民健康保険加入者等を含む、世帯全体の所得が一定額以下の世帯に対して、被保険者均等割額と世帯別平等割の軽減措置に係る改正になります。

第24条の第1項第1号につきましては、7割軽減世帯に係る条項になります。

次のページ44ページをお願いします。44ページのイから次のページ、45ペ

ージのへまでが、7割軽減世帯の均等割額と平等割額のそれぞれの軽減額の改正となります。

続きまして第2号につきましては、5割軽減対象に係る条項になります。こちらから次のページ46ページをお願いします、へまでが、5割軽減世帯の均等割額と平等割額のそれぞれの軽減額の改正となります。

続きまして、第3号につきましては2割軽減対象に係る条項になります。

次のページ、47ページをお願いします。こちらから、イからへまでが、2割軽減世帯の均等割額と平等割額のそれぞれの軽減額の改正となります。

続きまして、次のページ48ページをお願いします。第2項につきましては、いわゆる未就学児が属する世帯において、その該当する被保険者に係る均等割の軽減に係る条項の改正になります。

第1号につきましては、基礎課税額に係る分、その下の第2号につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る分の改正となっております。

以上が、令和6年4月1日施行予定の税率の改正に係る条項でございます。

続きまして次のページ49ページをお願いします。産前産後期間の国民健康保険税の減額に係る条項を追加するものでございます。

第24条第3項につきましては、減額に係る条項になります。ページが2ページ飛びまして51ページをお願いします。上段の第25条の3につきましては、届出に係る条項となっております。

今回の改正内容につきましては、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者から対象となりますが、出産等該当する被保険者の所得割と均等割額が、出産予定月、または出産月の前月から出産予定月、または出産月の翌々月までの4か月間が減額されるものでございます。

多胎妊娠の場合は、出産予定月、または出産月の3ヶ月前から該当し、6ヶ月相当分が減額されるものでございます。

産前産後期間の国民健康保険料の減額につきましては、国民健康保険法施行例の一部改正とあわせて、令和6年1月1日からの施行となります。

以上、議案第43号に関する補足説明でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第44号 町長等の給与の特例に関する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第14、議案第44号、「町長等の給与の特例に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第44号について説明いたします。

このたびの元農林水産課職員による使用料を横領するという決してあってはならない不正があったことにつきましては、行政と町民の皆様との信頼関係を著しく損なう極めて遺憾なことであります。改めて、町民の皆様並びに町議会に対しまして、深くおわびを申し上げます。

職員は全体の奉仕者として誠実に職務を遂行しなければならず、このたびのようなことは決してあってはならないことであり、弁明の余地のないものであります。

今後につきましては、チェック体制の確立はもとより、定期的な執行状況の確認など、再発の防止と町民の皆様との信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

このたびの事態に対する町政を預かる者としての監督責任において、本議案を提案するものでございまして、私と副町長共々給料3ヶ月を10%減額するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第45号 コンバイン購入契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第15、議案第45号、「コンバイン購入契約について」

を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 45 号について説明いたします。

コンバイン購入に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的はコンバイン購入です。契約の方法は指名競争入札による契約で、1,255 万 9,800 円です。契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町納官 1551 番地、ヤンマーアグリジャパン株式会社種子島支店、支店長川村三則です。

以上議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号は可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 46 号 ホイルローダ購入契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第 16、議案第 46 号、「ホイルローダ購入契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 46 号について説明いたします。

ホイルローダ購入に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、ホイルローダ購入です。契約の方法は指名競争入札による契約で 731 万 5 千円です。契約の相手方は鹿児島県鹿児島市宮之浦町 3592 番地 1、エム・エス・ケー農業機械株式会社西日本支社鹿児島営業所、所長夏越誠治です。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号は可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第47号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第6号）

○議長（迫田秀三君） 日程第 17、議案第 47 号、「令和 5 年度中種子町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 47 号について説明いたします。

今回の補正は人事院勧告に基づく人件費の増額、再編交付金基金事業への積立金など、9 月補正予算以降に必要となった経費の計上が主なものでございます。

歳入歳出それぞれ 8,992 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 80 億 2,326 万 8 千円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては総務課長に説明をさせます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） それでは、議案第 47 号、令和 5 年度中種子町一般会計補正予算（第 6 号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

12 ページをお願いします。下段の目の 5 財産管理費、増額 7,588 万 6 千円は、次のページをお願いします。給食費及び副食費の無償化事業、漁業操業支援事業に充てるための再編交付金積立金の増額でございます。

14 ページをお願いします。1 番下の目の 1 戸籍住民基本台帳費、増額 284 万 7 千円は、次のページをお願いします。住民票などの証明書に読み仮名を表記するためのシステム改修経費でございます。

下段の目の 4 町長・町議会議員選挙経費、減額 733 万円は、公費負担分確定による減額でございます。

次に 16 ページをお願いします。下段の目の 1 社会福祉総務費、増額 546 万 1 千円は、次のページをお願いします。国保特別会計への繰出金でございます。

次に 17 ページ、同ページの下段の目の 3 保養センター運営管理費、増額 178 万 5 千円は、燃料費高騰及び利用者増に伴う燃料費の増額でございます。1 番下の目の 1 児童福祉総務費、増額 689 万 9 千円は、次のページをお願いします。コロナウイルス感染症に係る診療分が国負担から個人負担となったことなど、子ども医療費の増額でございます。

その下の目の 3 保育所運営費、増額 673 万 9 千円は、保育所敷地内地盤調査に伴う経費の増額でございます。

次に 21 ページをお願いします。中段の目の 1 塵芥処理費、増額 504 万 1 千円は、種子島清掃センター中央制御室空調取替え及び雨漏り補修経費に伴う負担金を増額するものです。

次に、22 ページをお願いします。1 番下の目の 2 農業振興費、増額 1,971 万 9 千円は、コンバイン購入経費及び農業資材価格高騰対策支援事業経費を増額するものでございます。

次に 24 ページをお願いします。1 番上の目の 2 水産業振興費、減額 4,760 万円は、熊野漁港船揚場上架装置整備を再編交付金を活用して実施することとして進めておりましたが、浄化装置仕様協議に時間を要したため、工事費を減額するものでございます。

また設計委託費については、今後の管理を漁協自ら行うことが漁業者の利用上利便性が高くなるため、漁協との協議により補助及び交付金に組み替えるものです。

その下の目の 4 自然災害防止事業費、減額 1,240 万円は、事業費確定に伴う減額でございます。

次に 27 ページをお願いします。中段の目の 1 道路橋りょう総務費、増額 228 万 7 千円は、横町 3 号線空き家解体に伴う経費を増額するものでございます。

その下の目の 3 道路改良舗装費、減額 2,471 万 4 千円は、橋りょう修繕設計業務等完了に伴う減額でございます。

次に 30 ページをお願いします。中段の目の 1 学校管理費、増額 2,107 万 7 千円は、小学校教師用指導書購入経費でございます。

次の 31 ページをお願いします。中段の目の 2 教育振興費、減額 177 万 5 千円は、中学校部活動の地域移行事業の開始時期が延期となったことによる減額でございます。

次に 33 ページをお願いします。1 番下の目の 1 現年発生農業用施設等災害復旧費、増額 1,200 万円は、台風 6 号による農地及び施設の災害復旧経費でご

ございます。

歳出は以上でございます。次に歳入を説明します。

7 ページをお願いします。上段の項の 1 町民税、その下の項の 4 町たばこ税の補正につきましては、収納見込みによる調整でございます。下段の款の 15 国庫支出金から 9 ページ下段の款の 16 県支出金までの各目の補正につきましては、各事業実施見込みによる調整でございます。

10 ページをお願いします。上段の項の 1 基金繰入金は、財源調整のための財政調整基金繰入金を減額及び各事業に充当するため、特定目的基金からの繰入金を増額するものです。その下の目の 1 雑入、増額 1,178 万円は、一部事務組合の前年度精算金が主なものでございます。歳入は以上でございます。

次に 5 ページをお願いします。

第 2 表債務負担行為補正でございます。令和 6 年度のコミュニティバス運行事業をすみやかに執行する経費として追加するものでございます。

次のページをお願いします。第 3 表地方債補正でございます。各事業の実施見込みにより限度額をそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

最後に 1 ページをお願いします。第 1 条第 1 項は、既定予算に 8,992 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 80 億 2,326 万 8 千円と規定するものでございます。第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。第 2 条は債務負担行為、第 3 条は地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

以上で説明を終わります。議決方よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

6 番、永瀆一則君。

○6 番（永瀆一則君） これは質疑ではございませんが、お礼とお願いをまたしていきたくと思います。

私は 9 月議会でお願ひしておりました、横町 3 号線の空き家解体については、早速の執行ありがとうございます。ついでにですが、道路拡張工事もよろしくお願ひしておきます。

そして、これは質問です。下のほうに 5 行目に公有財産購入とあります。これはどこのことでしょうか。説明をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 建設課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三君） 建設課長。

○建設課長（黒木聡君） 御質問ありました公有財産購入費でございますが、マイナス 11 万 6 千円となっておりますが、こちらは上の段の工事請負に上がっております大平中山線、坂井熊野線の工事に伴う用地買収費の金額がマイナスとなったため減額しております。

○議長（迫田秀三君） ほかにありませんか。

5 番、橋口涉君。

○5番（橋口渉君） 13 ページですけども、13 ページの説明欄の積立金の1番下です。漁業操業支援事業の660万円、この660万円は何に対してのというのを説明をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 農林水産課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三君） 農林水産課長。

○農林水産課長（園田俊一君） ただいまの漁業操業支援事業660万円について御説明いたします。

これにつきましては漁協において漁具類とか重油、それから塗料等を購入した際に、漁協に対しての補助をしていくということで、積立てをしていくということでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 5番、橋口渉君。

○5番（橋口渉君） 漁民個人じゃなくて漁協に対しての補助ということですね。

○議長（迫田秀三君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第48号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

○議長（迫田秀三君） 日程第18、議案第48号、「令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第48号について説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。県支出金は、保険給付費などを交付金の見込み減に伴う2,416万6千円の減額。繰入金は、産前産後保険税繰入金の新設により増額。一般管理費の見込み増に伴う職員給与費など繰入金の増額、財政

安定化支援事業繰入金の見込み増に伴う増額。国保特会歳入不足の見込み減に伴う法定外繰入金の減額で、合わせて 513 万 5 千円の増額。

次に歳出予算 3 ページを御覧ください。総務費のうち総務管理費は、人件費などを増額。徴収費は、産前産後保険税の軽減対応に伴うシステム改修費として負担金を増額し、合わせて 43 万 1 千円の増額。保険給付費は、一般被保険者療養給付費の見込み減に伴う減額と海外療養費の申請による一般被保険者療養費の増額、高額療養費が一般被保険者増高額療養費の見込み減に伴う減額で、あわせて 2,416 万 6 千円の減額。

保健事業費は、会計年度任用職員給与の人事院勧告による見込み増による増額、疾病予防費が若年健診受診者数の確定による助成金の減額。医療費適正化特別対策事業が、会計年度任用職員給与の人事院勧告等による増額で、合わせて 24 万 1 千円の増額。

諸支出金は、保険給付費等交付金償還金の見込み増により、446 万 3 千円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 1,903 万 1 千円を減額し、補正後の予算総額を 14 億 3,932 万 3 千円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 49 号 令和 5 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（迫田秀三君） 日程第 19、議案第 49 号、「令和 5 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 49 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まずは歳入から御説明いたします。国庫支出金は、補助金内示に伴う 31 万 3 千円の増額、繰入金は、一般会計繰入金の調整により 213 万 1 千円の減額。

次に、歳出予算 3 ページを御覧ください。総務費は人件費及び介護保険システム改修費などに係る負担金 68 万 7 千円の増額、地域支援事業費は人件費など 250 万 5 千円の減額をしております。

その結果、歳入歳出それぞれ 181 万 8 千円を減額し、補正後の予算総額を 12 億 8,543 万 6 千円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 議案第 50 号 令和 5 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長（迫田秀三君） 日程第 20、議案第 50 号、「令和 5 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 50 号について説明いたします。

2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まずは、歳入から御説明いたします。繰入金是一般管理費の増に伴う事務費繰入金 20 万 6 千円の増額を計上しております。

次に、歳出歳出予算 3 ページを御覧ください。総務費は、職員手当など 7 万円の増額、保健事業費は、健康診査事業見込みに伴い 13 万 6 千円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ 20 万 6 千円を増額し、補正後の予算総額を 1 億 5,837 万 2 千円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 21 議案第 51 号 令和 5 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（迫田秀三君） 日程第 21、議案第 51 号、「令和 5 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 51 号について説明します。

今回の補正予算は、収益的収入の営業外収益で高料金分対策分の繰出し基準確定による一般会計補助金 28 万 3 千円を減額するものでございます。

収益的支出については、営業費用で職員給与改定に伴い原水及び浄水費の給料 27 万 6 千円、手当など 16 万 5 千円、総係費の給料 44 万 9 千円、手当など 14 万 3 千円をそれぞれ増額し、配水及び給水費では、人事異動に伴い給料 17 万 9 千円、手当など 42 万 3 千円、法定福利費 19 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。

営業外費用では、料金システム更新に伴うリース支払利息 8 万円を増額するものです。

その結果、収益的収入を 28 万 3 千円減額し、収益的収入の予算総額を 3 億 2,522 万 4 千円、収益的支出を 31 万 5 千円追加し、収益的支出の予算総額を 3 億 3,833 万 4 千円、とするものでございます。

次に資本的収入では、鹿児島県が発注する災害復旧工事に伴う水道管移設補償費 1,200 万円を増額し、総額を 6,450 万円とするものでございます。

資本的支出については、建設改良費の導水設備改良費で、災害復旧工事に伴う導水管布設替工事として工事費 1,400 万円を増額し、総額を 2 億 2,117 万 6 千円とするものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 5,667 万 6 千円は過年度損益勘定留保資金 5,525 万 8 千円、当年度損益勘定留保資金 8,828 万 4 千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,113 万 4 千円で補填するものでござ

ございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（迫田秀三君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あしたから 19 日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、20 日午前 10 時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

-----○-----

散会　午後 02 時 54 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 3 号

1 2 月 2 0 日

令和5年第4回中種子町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月20日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 常任委員長報告（産業厚生常任委員会）
- 第3 議案第52号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第53号 中種子町一般会計補正予算（第7号）
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第6 議員派遣の件
- 第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 大町田 勇 希 君 | 2番 | 梶 原 哲 朗 君 |
| 3番 | 秋 田 澄 徳 君 | 4番 | 池 山 喜一郎 君 |
| 5番 | 橋 口 渉 君 | 6番 | 永 濱 一 則 君 |
| 7番 | 池 山 朝 生 君 | 8番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 9番 | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|-------------|---------------------|-------------|
| 町 長 | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 町 民 課 長 | 徳 永 和 久 君 |
| 地 域 福 祉 課 長 | 森 山 豊 君 | 農 林 水 産 課 長 | 園 田 俊 一 君 |
| 建 設 課 長 | 黒 木 聡 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 南 奈 津 紀 さん |
| 企 画 課 長 | 鮫 島 司 君 | デ ジ タ ル 推 進 課 長 | 中 村 広 道 君 |
| 自 衛 隊 対 策 室 長 | 遠 藤 淳 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 日 高 隆 雄 君 |
| 水 道 課 長 | 牧 瀬 善 美 君 | 保 育 所 長 | 浦 口 吉 平 君 |
| 空 港 管 理 事 務 所 長 | 柳 田 勝 志 君 | 行 政 係 長 | 牧 瀬 亮 君 |
| 財 政 係 長 | 東 郷 伸 也 君 | 教 育 長 | 北 之 園 千 春 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 横 手 幸 徳 君 | 社 会 教 育 課 長 | 春 田 功 君 |

学校教育課長 皆 倉 健 二 君 給食センター所長 野 平 清 吾 君
選挙管理 岩 本 郁 美 さん 農委事務局長 石 堂 晃 一 君
事務局長

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 榎 元 卓 郎 君 議事係長 稲 子 隆 浩 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番永濱一則君、7番池山朝生君を指名します。

-----○-----

日程第2 常任委員長報告（産業厚生常任委員会）

○議長（迫田秀三君） 日程第2、「産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告」であります。

閉会中、産業厚生常任委員会が調査した事件について、調査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、濱脇重樹君。

〔産業厚生常任委員会委員長 濱脇重樹君 登壇〕

○産業厚生常任委員長（濱脇重樹君） おはようございます。所管事務調査報告をいたします。

まず最初に、堆肥について、キビの運搬について報告をいたします。

産業厚生常任委員会が令和5年9月定例会において、所管事務調査の申出をしていた事件、「農業の振興について」の調査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、委員6名と事務局2名で令和5年10月11日に訪問し、堆肥について、キビの運搬についての意見交換を行いました。

新光糖業株式会社からは、代表取締役、本部長ほか2名に参加いただきました。

最初に堆肥について、副産物のバガスに糖蜜を混ぜて畜産農家から出る堆肥の原料の生堆肥を十分に寝かせ熟成した完熟堆肥を安価の堆肥として農家に還元していただければ。に対し、農業関連施設の集約化であれば、工場から40度くらいの温排水が時間当たり2トン出ます。それをうまく使って、温度や熱を利用すると発酵するので、糖蜜とあわせて使えば期間の短縮にもなるし、ほかの施設園芸にも使えると考えています。今問題になっている基腐病の苗の増殖にも、温度を使ったハウスを使っていければと思います。品種構成が変わってくるとバガスも繊維度の高いものが増えてくるので、余剰バカスが増えますと農家に還元できると思います。

次に、サトウキビの運搬について。キビの運搬は、新光糖業が業務を請け負っていると聞いていますが。に対し、2年前の製糖期から集荷運搬をしています。運送会社の皆さんと個別に運送契約を結んでいます。とのことでした。

た。

キビの運搬に対して、会社の対策は。に対し、現在のところまだ決まっていますが、明後日、運送会社と精脱業者の方と協議をすることになっている。3市町で行っているサトウキビの諸問題の検討会で情報を共有して、今後の製糖業務について考えていきたい。とのことでした。

まとめとして、安価な堆肥を提供するためには、関係団体の協力を得ながら、堆肥センターが必要であるとの委員全員の一致した意見でした。

また、運搬については、燃料の高騰や人件費、車両の問題など様々な課題を抱えています。生産者に支障のないように今後も協議を継続して進めていくようにすることが必要であるとの委員全員の意見でした。

続きまして、基腐病について報告をいたします。

産業厚生常任委員会が令和5年9月に定例会において、所管事務調査の申出をしていた事件、「農業の振興について」の調査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、委員6名と事務局1名で令和5年10月30日に宮崎県都城市にあります国立研究開発法人農研機構九州沖縄農業研究センター都城研究拠点を訪問し、意見の交換を行いました。

当施設は、主に南九州の畑作を研究対象にし、地域の温暖多雨気象条件を生かしサツマイモや路地野菜の研究を行っています。

現在は、南九州を中心に被害が甚大なサツマイモ基腐病について、早急な解決が求められているため、基腐病に強い品種育成や被害を抑制する生産管理の生産管理技術の開発、農産物の安定性と輸出の拡大に貢献できるように研究に取り組んでいる。との説明でした。

質疑に入り、基腐病への対策として、乳酸菌などの菌を入れ土壌改良したほ場について研究をされていれば、その経過と結果については。に対し、農研機構では、基腐病対策として、微生物資材に関する研究は行っていないとのことでした。

基腐病が最初にどこで確認され、どのように日本各地に広がっていたのか。に対し、基腐病は、1912年にアメリカ合衆国で初めて発生が報告されました。最近では、2008年に台湾、中国、韓国、東アジアで確認されました。

日本では、2018年度に沖縄県、鹿児島県、宮崎県で発生が確認され、2020年度以降、新たに30都道府県で確認されています。発生した原因は不明ですが、日本各地で広がった原因は、見かけ健全な感染種苗の流通が考えられています。

糸状菌がほ場から他のほ場へどのように広がっているのか。に対し、基腐病が発生したほ場から採取した種芋は健全に見えても基腐病に感染している可能性があります。感染イモを苗床に伏せ込むと萌芽した苗にも感染し、感染苗を植え付けることで基腐病が広がります。

また近隣に発生したほ場があると、激しい風雨により基腐病菌の胞子が流出したり、感染食物が存在して基腐病が広がる可能性があります。との

説明でした。

基腐病と地球温暖化による環境の変化との関係はあるのか。に対し、基腐病の性質適温が 27.5 度から 30 度であり、比較的高温を好む菌と考えられます。ほ場が冠水しやすい激しい雨は基腐病菌の胞子を拡散し、本病の蔓延を助長すると考えていますとの説明でした。

育苗床をつくるうえでの注意点は。に対し、基腐れを発生させないためには、きれいな土壌にきれいな苗を植えることが重要であり、苗床は土壤消毒をして、健全な種芋や苗を植えつけていくことが重要になります。

また、苗床専用の長靴や手袋などを用意して、発生ほ場から菌の持込みを防止していただきたいとの説明でした。

まとめとして、基腐病が発生したほ場では、収穫残渣や土壌が感染源になりますので、発生ほ場で作業した農機具や長靴などで、残渣や汚染土壌を他ほ場へ拡散させない、くずいも等は翌年の発生原になるので、連作は極力避ける、再萌芽を防ぐため、複数回耕運をしていただくなどに留意していただき、被害軽減を図ってもらう。

委員会としても、基腐病対策を進めていくことが重要との委員全員の意見でした。

以上で産業厚生常任委員会の所管事務調査、「農業の振興について」の調査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） 以上で産業厚生常任委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第 3 議案第 52 号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第 3、議案第 52 号、「中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議案第 52 号について説明いたします。

戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、第 5 号施行により戸籍電子証明書の請求があった場合には、戸籍電子証明書提供用識別符合の発行事務が新たに追加されることから、所要の改正を行うものでございます。

施行は令和 6 年 3 月 1 日となります。

以上議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 53 号 令和 5 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（迫田秀三君） 日程第 4、議案第 53 号、「令和 5 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 53 号について説明いたします。

今回の補正は、国の補正予算に伴い実施されることになった、物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金の関連経費を緊急に計上するものでございます。

歳出予算は民生費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び介護保険施設などへの物価高騰対策支援金を計上しております。

衛生費で、医療機関などへの物価高騰対策支援金を計上しております。

歳入予算は、国庫補助金で物価高騰体制対応重点支援地方創生臨時交付金を計上。

また同交付金を農業資材価格高騰対策支援事業の財源に充当し、農業振興基金繰入金を減額しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 1 億 1,259 万 1 千円を追加し、補正後の予算総額を 81 億 3,585 万 9 千円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 5、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました所管事務調査の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 6 議員派遣の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 6、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定によって、お配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 7、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（迫田秀三君） これで今期定例会に提出されました議案などは、閉会中

の継続審査として議決になりましたものを除き、全部議了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第4回中種子町議会定例会を閉会します。御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員